

令和7年9月8日 議案審査（教育福祉分科会・委員会）

開会 午前10時18分

○事務局（横山君） では、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立願います。相
互に礼。

〔起立・礼〕

○事務局（横山君） ご着席ください。分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、こんにちはになりますか。これから4日間のまた分
科会、委員会質疑をしていきますので、よろしくお願いします。時間によってはちょっと前
倒しにしていくものとか、また、後ろに倒されるものとかが出てくると思いますので、その
辺はご理解をお願いいたします。

挨拶は以上になります。

○事務局（横山君） ありがとうございました。

それでは、ここから先の進行は、分科会長、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算委員会教育福祉分科会を開会い
たします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました、議案第63号 令和7年度菊川市一般会計補正予算（第2号）
のうち、教育福祉分科会所管に係る項目を議題とします。

議会基本条例第11条第1項に、「議会は、言論の府であって、議長は、市長等に対する会
議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければな
らない。」と定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実さ
せ、議員相互間の議論を尽くして、合意形成した内容にて、基本条例の第11条に基づく分科
会報告をしたいと思います。

自由討議では、議案の審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思
います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも委員間討議の内容を重
視していくため、審査内容を精査し、自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の
読み上げを行います。

また、9月24日の予算決算委員会では、委員会での審査内容を確認するための質問をする
ことがないよう、分科会の会議録を作成でき次第、全議員に周知させていただきますが、そ

の際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取扱いしていただくようお願いします。

審査内容の質問が出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますので、ご了承ください。

それでは、これより質疑を行いますが、部ごと、順番に質疑を行います。質疑・答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いします。

委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号・役職名等をはっきりと大きな声で発言するようお願いします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、9月24日に開催予定の一般会計予算決算委員会にて採決を行います。

初めに、こども未来部の審査を行います。森下こども未来部長、所管する課名等をお述べください。森下部長。

○こども未来部長（森下路広君） こども未来部です。今回の補正では、子育て応援課のほうから補正予算のほうを計上させていただきます。審査のほどよろしくお願ひいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、子育て応援課のほうへ1問質疑が松永委員から出ていますので、お願いします。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。4款1項5目、事業名は、母子保健事業費です。タブレットの予算書27、説明資料、タブレット53ページです。質問内容は、会計年度任用職員の保健師確保が困難になったとのことだが、支障はないか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤子育て応援課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長でございます。今回の補正ですが、健診や相談に応じる母子保健事業を依頼していた会計年度任用職員の保健師が、出産のため8月中旬に退職となり、代わりとなる保健師の確保が困難となったことに伴い、現在雇用している会計年度任用職員の勤務体系を変更するものです。

支障については、健診や相談に来庁された市民に影響が出ないように、子育て応援課内の正職員の保健師で調整して対応していることにより、特に支障はありませんが、現在雇用している会計年度任用職員の勤務体系の変更により、保健師職員の業務を補ってもらうための補正となります。

今後も保健師等専門職の確保に努めていきますが、近隣市町も同じような状況であり、今後ますます専門職の確保が難しくなると思われますので、継続可能な事業の組み立てなどを検討し、対人サービスの質を低下させないよう対応していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） そうしたら、これで質疑は終わりです。

ほかに子育て応援課である人はいないですね。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で、こども未来部の審査を終了します。

ここで執行部入替えとなります。お疲れさまでした。

次に、生活環境部に入っていただきますけど、質疑は出ていません。

よろしいですか。それでは、生活環境部の審査を行います。

淺羽生活環境部長、所管する課名等を述べてください。淺羽生活環境部長。

○生活環境部長（淺羽 淳君） よろしくお願いします。吉川市民課長と赤堀環境推進課長です。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行いますが、事前質疑はありませんので、質疑のある委員は举手をお願いします。よろしいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で生活環境部の審査を終了します。

ここは、執行部は退席となります。お疲れさまでした。

次、健康福祉部になります。

よろしいでしょうか。それでは会議を再開します。

健康福祉部の審査を行います。

諏訪部健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。諏訪部健康福祉部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長の諏訪部です。一般会計の補正予算（第2号）につきまして、ご審議よろしくお願いします。所管する課は、福祉課、長寿介護課、健康づくり課になります。

なお、健康づくり課長が、本日、体調不良で山田主幹にお願いさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。質疑の事前通知を提出された委員は、挙手により事前通知に従って質疑を行ってくださいということで、1つ目に須藤委員、奥野委員からそれぞれ出ていますので、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款1項2目訓練等給付費について伺います。

説明資料の35ページ、タブレットで37ページになります。利用者数及び利用日数が大幅増となった要因についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中福祉課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。大幅増の要因ですけども、これまでアルバイトを含めた就労経験のない障害者の方が就労継続支援サービスのA型やB型の利用を希望するケースが増加したことや、就労継続支援サービスを利用していた方が一般就労へのステップアップを希望し、就労に必要なパソコンスキルの習得や対人スキル、基本的な労働習慣を身につけるための訓練に参加し、障害者雇用を目指す方が増えたことにより、利用者数及び利用日数が増加しているものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。この点に関して、再質疑ございますか。

9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。答弁で障害者雇用を目指す方が増えたためだというふうにいただいたんですけど、その要因について分かれば教えていただきたいと思いますが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。就労を目指す方の要因についてまで、すみません、把握しておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ここについて関連質疑ありますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、奥野さんのはう先にしていただいてということで。

5番 奥野さん。

○5番（奥野寿夫君） 関連すると思いますが、同じく35ページ、タブレット37ページです。

そういうた非常に希望が多いということですけども、その方たちが雇用にどの程度つながっているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。現在、就労移行支援サービスを利用している方は、現時点では訓練を受けている最中であります、雇用にはつながっておりませんが、今後、一般就労などにつなげるために必要な対人スキルや基本的な労働習慣などを身につけるための訓練を受けております。

令和6年度における障害者雇用への移行者数ですが、就労移行支援サービスの支給決定者数14人中、一般就労は3人、就労継続支援A型は1人、B型は4人となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですが、大体何人ぐらい就労させていきたいとかという目標とか目標みたいなのはあるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。すみません、今、手元に資料を持ち合わせていないものですから、明確な数字は、今、申し上げられないのですが、広域で策定している障害者のサービスの利用と見込みの計画がありますので、その中でたしか目標値というものは定めたと思います。数字は、今、すみません。持ち合わせておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ちょっと数字は見えないですけど。5番。

○5番（奥野寿夫君） 通告なしで本当に申し訳ないです。感触としてどうですか。大体そういった計画に向かいつつあるのか、達成しつつあるのか、答えられなければ結構です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。就労継続支援、一般就労にはなかなか結びつくまでは行っていないかなと、難しいかなというふうに感じています。ちょっともう遅いかもしませんが、令和4年度の実績でいきますと、一般就労に結びついた方は1人、5年度はゼロ、6年度は3人、一般就労に結びついております。

一方で、就労継続支援のA型であるとかB型のほうは利用者数が増えている状況もありますので、ちょっとすいません、目標値を覚えていないものですから、そこに向かってという

か、達成できているかというのは答えられませんが、就労継続支援サービスは増えているという印象になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。目標は、今、突然聞いたのであれですけど、全体としては増えているという、よい方向に向かっているかなということをちょっと聞いて思いました。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） この訓練等給付費で、関連質疑ある方はお願ひします。16番。

○16番（山下 修君） すいません、ちょっと教えてくださいということで。

一般企業へと書いてありますけども、こういった官庁の関係で、市とかに対して一般就労とかという形で受け入れているみたいなことが、障害者であるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。障害者雇用、行政の障害者雇用の雇用率とかそういったものが義務づけられておりまますので、総務課のほうの事務のほうで、市の障害者雇用についてはまた採用とか募集とか、採用とかをやっているんですけども、障害者雇用、総務課にもいますし、ちょっと人数ははっきり把握はしていませんが、市役所にいらっしゃいます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 今じゃなくて結構ですが、全部で何人ぐらいいるかというのが分かりましたら教えてください。

○福祉課長（田中義喜君） 市役所で。

○16番（山下 修君） 市の関係で。

○福祉課長（田中義喜君） 市の関係で障害者雇用しているかですか、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかに関連質疑ありますか。

すいません、1点、自分から、これは日数が伸びているんですけど、多分内容が多くなったのかなと思って。パソコンとか対人のスキルとかと。これは何か月までしかやっちゃ駄目とか、この1講座、何日やるよとか、そういうのがあるかということと、これはどこかに習いに行くような感じ、どうかそういうセンターミたいなのがあるのかどうか、それが教えに来てくれるのか、ちょっとそういう経験はちょっと分からないので、もし説明してい

ただければと思います。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。すいません、利用の日数については、それこそ人によって、これも支給決定しているものですから、その中で、サービスの支給決定量というのを定めていますので、何日間というか、その支給決定量で決まった日数、1か月に、今、見ると大体22日から23日という支給決定量が多いんですが、その範囲内で、月に、多い方はその支給決定量いっぱいまで使いますし、少ない方は8日間程度とか、22日支給決定の中で8日間程度しか使っていない方もいらっしゃいますが、今回は、そういった支給決定量に近い日数を実績として使っている方が増えているということで、増額の補正をしています。

就労移行支援サービスを提供している事業所がありますので、そちらでサービスの提供を受けているということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分はいいです。

ほかに関連質疑がございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問を、これも2人から出ていると、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款1項2目障害者地域生活支援事業費について伺います。説明資料36ページ、タブレット38ページになります。

支給件数見込みが増となった要因について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。日常生活用具につきましては、新規の購入や品目ごとに異なる耐用年数に伴う再支給などを勘案する必要がありまして、見込みの算出が非常に困難なものになります。

今回の増額補正は、概要書にもありますが、紙おむつの支給対象者が26人から36人に増えたこと、当初見込んでいなかった視覚障害者用拡大読書器を3名の方が希望されたことなどが要因となっております。

また、基準単価の改定により、人工咽頭、人工鼻の基準単価が月額4,840円の増となり、当初見込んでいなかった基準額の改定も増額の要因となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。すいません、これは、傾向として増加傾向にあるということなのか、紙おむつが10人増えた、あと障害者用拡大読書器が、見込みがなかったものが3人増えられたということで、説明資料にあるとおり増加されているのは分かるんですけども、近年の増加傾向にあってこういった数字が出ているのか、増えた要因がもし把握されていたらお伺いしたいんですがいかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。答弁冒頭でもちょっと申し上げましたけども、日常生活用具、この後出てくる補装具もそうなんですけども、新規の購入であったり再支給であったり、日常生活用具は修理に対しては給付はありませんが、そういった新規の購入や再支給については、なかなか当初予算の入力開始するのも8月ぐらいから始めるものですから、次年度どれくらい出てくるかというのは、なかなかそういった新規のものについては、突発的に出てくるものについては見込みはそれは難しいものです。

ただ、紙おむつの支給対象者とかは、ある程度固定された人が出てきますので、それにある程度、新規で出てくるだろうと思われる方を若干プラスして考えたりとかというところはあるんですが、そういったところは、今回、当初で見込んでいたよりも増えたとか、そういうような要因になります。

ですので、これについては、すみません、繰り返しになりますが、新規、再支給については難しい。なかなか、例年の傾向といつても、その年その年で異なりますので難しいです。すみません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 増加傾向ですか。

○分科会長（西下敦基君） 増加傾向とかも分からないと、もう年度によってということですね。

○福祉課長（田中義喜君） 増加傾向も年度によって、それこそ高額なものが出来ればその年の決算は当然大きくなりますし、高額なものが無い年は落ち着いていますし、それは年度によって。

○分科会長（西下敦基君） 増加傾向であるわけではなくて、年度によってということでいうことで。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 紙おむつとかは、これは見ていただいたとおり、比較的増加傾向

にあるかなというふうに思いますけれども、あと蓄便袋とか蓄尿袋とか、そういういたものも対象になっているんですが、そういういた蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつなんかは、もうある程度固定した人になるんですけど、そういういた方はやっぱり新規の方が増えていたりするので、そういういたところは増加傾向になるかなというふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） この点に対して関連質疑があれば。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、もう一つのところの奥野さんからお願ひします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。同じ場所ですけれども、これらの補助率、本人負担がどれぐらいかかるか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。日常生活用具の給付に係る本人負担額ですけども、日常生活用具の価格の100分の5に相当する額を自己負担としております。ただし、基準額を超える場合は基準額の100分の5に相当する額に、基準額を超えた額を加えた額が自己負担額となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。参考に聞きたいんですけど、これは、残り分は国とか県の補助と、あと市の負担、それはどのくらいかというのがある。もし分からなければ結構ですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 補助率は国が30%で県が15%で計算をしております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） そうしますと、国と県で、45%で本人が5%で、残りは市の負担。そういうことですか。分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 1点、自分から、人工咽頭とか人工鼻というのは、これは1回買

ったら、それでずっとなのか、それとも取替えが毎月あったりなのかとか、これはどういった場合に、これはがんか何かなかなかと思っちゃったんですけど、ちょっとイメージができないかったので教えていただけたらと思います。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 人工鼻。

○分科会長（西下敦基君） 人工鼻、人工咽頭とはどんな。

○福祉課長（田中義喜君） 人工咽頭、人工鼻ですけども、がんとかそういうものだと思うんですが、気管切開をした方が喉に空けた穴に人工鼻、自分も直接見たことはないんですが、ここにはめるものがある。人工鼻を使用することで、吸い込んだ空気を適度に加温とか加湿して肺に届けることができるものになっています。また、空气中のほこりを吸い込まないようにするフィルターの役割もある呼吸機能を維持、サポートするものというふうに聞いています。

これは、1か月に何枚使うのかというのは、ちょっと明確に自分は分かりませんが、たしか12か月、交換が必要なものなので、紙おむつと同じように12か月分というような形で支給するものです。なので、何か月かに1回まとめて支給をしたりというものに。交換が必要なものになります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑、誰かございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 38ページ、タブレット40ページです。高額な補装具に係る申請が当初の見込みよりも増加するというのを聞きます。

重度障害者用意思伝達装置がどのようなものか、本人負担がどのほどか伺います。いろいろあります。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。補装具給付費につきましては、日常生活用具のところでも申し上げたとおり、新規購入であったり購入後の突発的な修理、品目ごとに異なる耐用年数に伴う更新などを勘案する必要がありまして、当初予算の見込みは非常に困難です。

今回の増額補正につきましては、重度心身障害児の座位保持装置や車の座席に取り付ける座位保持椅子を、また、当初では見込んでいなかった高額な重度障害者用意思伝達装置の支給があったことなどが主な要因となります。

重度障害者用意思伝達装置ですが、重度の肢体不自由と言葉による意思表示が困難な方が

使用するコミュニケーションを図るためのソフトウェアが組み込まれたパソコンなどの専用機器となります。障害者の方の身体の状況に合わせて、パソコンの画面に表示された50音順の文字に視線を合わせて入力するものなどがあります。

本人負担額は、補装具費用の1割負担が原則ですが、住民税非課税世帯は自己負担なし、住民税課税世帯であれば3万7,200円が上限額となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。こういった意思伝達装置というのは、課長が知っている範囲でいいんですが、今でもこういった方が、購入される方があったんでしょうか、最近とか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○5番（奥野寿夫君） 福祉課長です。昨年も1件、たしかありました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 私はいいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、福祉課終わりまして、健康づくり関係に行きます。

6番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 4款1項3目予防接種費についてお伺いいたします。説明資料49ページ、タブレットで51ページです。対象者数及び接種率の見直しを行ったことによる増額と記載がありますけれども、この詳細についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田健康づくり課主幹兼保健医療係長。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。帯状疱疹の予防接種につきましては、本年度から定期接種が開始となったことに加え、任意接種の接種希望者の助成も開始したところです。

国で定期接種対象年齢を65歳以上、5歳刻みの指定年齢と決定したのは令和7年3月であったため、当初定期接種対象者が決定していない中、任意接種対象者を50歳から64歳の8,905人と想定して予算計上をしていました。その後、3月に定期接種の指定年齢が決定したことでの定期接種対象者が減少する一方、任意接種対象者が増加し、想定を大きく上回る1万9,980人となりました。

また、接種率につきましては、当初、他市町の実績を参考に年間接種率を2%、接種希望者数を180人と見込んでおりましたが、4月から6月の3か月間で、既に任意接種対象者数の1%に当たります約200人の申請がありましたので、年間接種率を4%、接種希望者数を800人と見直したことによる増額となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すいません、今のは帯状疱疹のほうでよろしいですか。風疹のほうじゃなくて。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 帯状疱疹になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑あれば。なければもう一つ同じところで。山下さんのところに書かれますか。先に山下さんのほうで。16番。

○16番（山下 修君） 山下です。4款2項3目ということで、今、帯状疱疹について丁寧なご説明がありまして、付け足しがありました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。帯状疱疹の任意接種状況につきましては、7月末現在、生ワクチンの接種が40件、組換えワクチン組替の接種が172件、計212件となっております。

月別の任意接種状況の推移ですけれども、4月が25件、5月が37件、6月が85件、7月が65件となっております。

また、年間接種希望者数の期末予想につきましては、4月から6月の3か月で既に200人の申請者がありましたので、年間接種希望者数を800人と想定しております。

なお、ワクチン別の期末予想としましては、4月から6月のワクチン別の接種実績の割合から、生ワクチンの接種が200人、組換えワクチンの接種が600人と見込んでおります。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 再質問というか、帯状疱疹でちょっと、合っているかなと思った人がワクチン接種とかやっても問題ないかどうか、そこら辺はどういうふうに。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。基本的には医師に相

談をして接種をしていただくというのが前提になるかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 参考までに、赤堀前副市長が帯状疱疹になられて、医者に行ったら、もうなっているから予防接種をやっても駄目だ、打っちゃ駄目だよと言われたと、そういう話がありましたんで、その人の状況によるんでしょうけれども。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか、意見ということで。関連質疑ございますか。

すいません、1点、自分から。これ打っている年代層とかはどちら辺が厚くなつたのか、やっぱり若い方が多くなのが、もし年齢層とかがあれば。そういうのありますか。山田係長。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 打っている年代層。帯状ワクチンになる年代が。

○分科会長（西下敦基君） でなくて、ワクチンを打った年代層がどれくらい、やっぱり若い方が多いのか。

答弁を求めます。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。すみません、今、手元で資料がございませんので、年代がどのくらいかというのは分からぬんですけども、基本的には80歳までに3人に1人が帯状疱疹になると言われておりますので、定期接種対象者外で65歳以上の方もそれなりに打っているんじゃないかなと思います。

すみません、ちょっと詳しい数字は戻れば分かりますけれども、ちょっと今、持ち合わせておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと自分50歳になったので……。16番。

○分科会長（西下敦基君） すみません、あとちょっと新聞で見たんですけど、帯状ワクチン、ほかのまた違うワクチンもあったんですけど、認知症になりづらくなるとかというデータがどこかであったと思ったんですけど、そこら辺の情報ありますか。打っとけば認知症が減るのかなと思ったんですけど。山田係長。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。少し前ですけれども、帯状疱疹生ワクチンのほうを打つと、認知症に効くという情報が確かに出ておりました。自分もその記事は確認させていただいたんですけども、その根拠となるのはちょっと自分も把握しておりませんので、多分、専門家の方が調査のほうをしたので、ある程度は認知症の

ほうにも効くんじゃないかなと思われますけれども、どのくらい効くかというのは、すいません、今、持ち合わせていないです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっとレカネマブとかそういったのが高いんですけど、多分、効果的に何か似たような感じかなと思ったので、すいません。
ほかに関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですけど、大分、当初の想定よりも多くなりそうだということなんんですけど、それは全体的な傾向なのか、特に菊川では多いのかとか、もし分かるようでしたら教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。他市町の現状は、当初予算のときに聞かせていただきました。令和6年度から開始した市町、例えば掛川市とかもありますけれども、そちらに聞いたときは、任意接種が特に多かったということはございませんでしたので、掛川市であるとか、例えば牧之原市というところは、去年始めたけれども接種率2%ぐらいで収まったということで聞いております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかに再質問ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。それはやっぱり広報とか周知とか何かそういった工夫、努力があったという、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。市のほうでも広報のほうには一応力は入れさせていただいたんですが、それよりもテレビとかで帯状疱疹のCMとかをやっていたので、そちらのほうが効果が大きいのかなと思います。

以上です。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） これは薬害とかそういったのはあったんですか。後遺症みたいな副作用とかというのは。答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） こちらのほう、副作用のほうも、副反応と言われるものですから、こちらのほうはゼロということではありませんで、接種部分の発赤や腫れが現れる人もいましたり、割合的に非常に低いですけれども、倦怠感や全身疼

痛になる方もいらっしゃいます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。

ほかにある方は。よろしいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） 以上で、事前による質疑と、あと関連質疑はないということで、以上で質疑を終了し、健康福祉部の審査を終了します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時02分

○分科会長（西下敦基君） それでは、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて、会議を再開させていただきます。

教育文化部の審査をするということで、ちょっと午後にもありますので、教育総務課とあと学校教育課まではやって、社会教育課を午後に持っていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、教育文化部の審査を行います。相羽教育文化部長、所管する課名等を述べてください。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部です。よろしくお願ひします。今回、補正予算を計上させていただいているのは、教育総務課と学校教育課と社会教育課の3課になります。よろしくお願ひします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。事前通知の順にお願いしたいと思いますので、1つ目は私からです。

市単独小学校施設整備事業費ということで、タブレットで104ページです。質問内容は、笠北小学校の体育館空調機設置に関する設計について、浸水に対しての考慮がされていくのか。また、災害時に自家発電できる施設についての考慮もされているのか。ちょっと一般質問だったかもしれません、どうぞよろしくお願ひします。

答弁を求めます。大石教育総務課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

小笠北小学校における工事設計については、室外機や配管などの関係機器を床の高さ以上とするなど、災害時にも機能するよう進めてまいりたいと考えております。自家発電できる設備については、外部からの電力を受け入れる設備の設置などを含め、危機管理部局と対応方法について協議しながら検討していきたいと考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質問をということで、すみません、自家発電って外部から電源をもらえるような設備と
いうと、何か車が来て電気自動車が来て、それにつなぐとかということでいいのか。

あと、それこそガスバルブとかを置いて1週間分発電できるようにするとか、そこら辺は
考えていないのかお伺いします。

答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

今の件ですけれども、自家発電の設備についても危機管理局とどういった方法があるのか、
例えばガスがあるのか、電気で実施するのか、そこら辺詳しい内容を詰めていきたいという
ふうに考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは以上です。

ほかの2人が出ていますけど、そこに関わらないので関連質疑はございますか。

なければ、2つ目の質問、山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 山下です。10款2項1目、北小学校と六郷小学校体育館の空調機器
設置の設計委託料とあるが、避難施設としての機能を持つ全校体育館への整備予定はどのよ
うに計画されているのかということで、もし計画があれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

文部科学省は令和17年度までに避難所となる公立学校体育館の空調設置率を95%に引き上
げる方針を示しているところでありますて、今後、全ての小中学校体育館に整備していくこ
とを考えております。

整備に当たっては、活用可能な補助事業や起債の制度などを確認しつつ、財源の確保を図
りながら、年に2校程度ずつ整備していきたいと考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 一番目のときにも言わされましたけれども、それこそ台風15号で牧之原市が、それでまあ当時は停電したということで、非常に避難所の暑さの中でというか、繰り返しになりますけれども、別の電源といいますか、そういう電源の検討というのはしっかりしていくことがよろしいのかな、このように思います。これは意見として申しておきます。

○分科会長（西下敦基君） 意見ということで、関連質疑ございますか。

すみません、自分から、これ2校程度っていうんですけど、今回は北小笠と六郷で、その次のどこどこどこかってもうそこまで決まっているかどうかお伺いします。それか、どういった順番の方針なのか、もしあればということで。

大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

大体の計画は押されてはいる。こういった形で整備を知りたいというのを大まかな考え方はあるんですけども、体育館の状況であったりとか、雨によっての雨漏りの状況等を勘案しながら、やっていく体育館の候補を決めていきたいというふうに考えております。

○分科会長（西下敦基君） 取りあえず今の2校のその次はとか、言えるか言えないかっていうのがもしあったら。

○教育総務課長（大石成克君） まだ財政側と折衝もしていないですし、具体的な計画までは言ってないので、今お答えするものがなくて申し訳ないですけども、お願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からはいいです。

関連してここありますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。今、関係すると感じて私もちょっとよく詳しく分かんないんですけど、堀之内体育館が結構新しいうちに、せっかく何かの理由で出てくるみたいになってしまって、余分なというか、無駄なことになってしまって、その辺も考慮していただきたいなど、要望みたいになっちゃうんですけど、そこら辺はどうなんですか、お考え。

○分科会長（西下敦基君） どういった質問でした。堀之内が今やりますというか。

○1番（本田高一君） というか、例えば堀之内っていったんですけども、結構その方針によってまだ比較的新しめの体育館でも、建て替えとかって可能性ってあるかどうかっていうのが、そのときにそこをせっかく空調設備やっても無駄になってしまうと思います。

○分科会長（西下敦基君） 多分、方針の中であると思いますけど、答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） 体育館の建て替えは今のところ考えておりません。あくまで今回は、既存の体育館に空調設備を設置するという方向で考えていますので、今後状況に応じて設置する可能性があれば、その都度、議会のほうに働きかけてできるかなというふうに思っています。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

じゃ、関連質疑ありますか。

なければ、3つ目の質問、本田委員から、ちょっと討議もあったかもしれませんけど、質問をお願いします。

○1番（本田高一君） 同じページのとこになりますけども、2校ずつやっていくというお考えということですけど、大体どのくらい1校当たりの予算かな。そこをちょっとお聞きしたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

具体的な金額ですけれども、今回の補正で上げさせてもらっている設計業務委託の中で算出しますので、学校によってそれぞれ整備の条件も違うものですから、1校当たり費用が大体これぐらいというのをお答えするのは難しいところではあるんですけども、先進地の事例を見ますと、事業費が大体6,000万から1億程度となっております。

ただ、文部科学省が示す断熱工事も一緒にやりますよということになると、それ以上の場合もあるというふうに文部科学省が示しておりますので、体育館の規模とか断熱工事の有無、それから空調設備の方式、電気だったりガスだったり、そういった施工条件によりまして、金額的に差が出るということは覚えていただければというふうに思います。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、それに関連してですけども、今設備、それに付随する設備というところなんんですけども、多分蓄電池だとか、それから太陽光だとか、そんなところもかなりコストが上がってくるというふうに思いますけども、その辺のお考えというのはお聞きしたいですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

今件ですけれども、先ほどから申したように、蓄電池であったりとか、太陽光パネルであったりとか、そういう付随する設備についても、今回業務委託でどういった可能性があるかということを研究していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑ござりますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、ぜひその辺も子どもたちの運動だけでなく、避難所ということもあるんですから、ぜひその辺もちょっと考慮しながら進めていっていただければと思います。よろしくお願ひします。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということで。

○1番（本田高一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ござりますか。ここ全体含めて。

なければ、1点だけ、自分からちょっと懸念があるんですけど、新しくエアコンを入れたところが避難所だと、エアコンがあるところに集中して、エアコンがないところはちょっと避けてしまって、混雑状況に差がちょっと年度によって出てきちゃうのかなと思うが、そこら辺とか検討状況もしあればお伺いします。

答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

今の点についても危機管理課とどういった避難所の対策をしていくのかということを協議していきたいと思っていますので、今のところ方策はありませんが、今後そこについても具体的に示していければというふうに考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは以上です。

ほかにありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 今、菊川市内で小学校と中学校も含めて2校ずつですと、これは両校で12校ですか、年によってはもうちょっと早め、今後10年かけてというともうちょっと早め3校とか、そういうときもあるんですかね。ということと、それは今なんとも想定できない大体のつもりはあると思うんですけどね。

それと、施工は困難な体育館、そういうものはあるのかちょっと聞きたいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

基本的には1年に2校ずつ整備をしていきたいとは思ってはいますけれども、やっぱり財政状況もありますので、あと国の補助制度についても、今後変わっていく可能性もあるものですから、もしかしたら早まる可能性もありますし、逆に2校予定したけれども、財源の関係で1校ずつという可能性も出てきますので、その点については今後財政部局のほうと調整をしていきたいというふうに考えています。

施工が難しいという体育館があるかということなんですけれども、これも先ほど言ったように、施工条件によって大分変わるものですから、例えば電気でエアコンを整備しようとすると、キュービクルであったりとか、いろんなところを変えなきやいけない。そうすると、それを設置できる場所があるかどうかも確認しなきやいけないものですから、それも今後設計をする中で、個々に考えていきたいというふうに思っています。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ござりますか。よろしいですか。ほかにござりますか。

なければ、違うところの4つ目の質問を私からさせてもらいます。

次のページで、小学校管理総務費（教育総務課）ということで、質問内容が修繕費の詳細について、また消防施設点検の指摘事項とは何でしょうか。

答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

消防施設の点検を実施したところ、多数の要修繕箇所が指摘されたことによるものです。

具体的には学校施設内の誘導灯バッテリーの交換であったりとか、煙感知機の交換費用となります。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりましたが、この300万の修繕費の内訳、それも言えない感じですかね。

○教育総務課長（大石成克君） 金額と内容ですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。この2つのバッテリーとか煙のやつだと300万かかるんじゃないんですよねと思いながら。学校の修繕の効果が上がるかなと思いますので。

答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） 修繕費ですけども、先ほど言った、消防設備の点検事項は先ほど申ししたとおりで、修繕費については、その他、例えば東小学校のプールの屋外時計の配線の修繕であったりとか、内田小学校、これ、本年度か、すみません。これ、昨年度で、すみません。申し訳ありません。

これから必要になってくるのは、今消防設備の点検の修繕と、あとはその他個々に生じてくる、発生する修繕料という形になります。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと予算が足りなくなりそうだからということ。

○教育総務課長（大石成克君） 正直言うと、そういうことになります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。では、これだというものはなくてということですね。

○教育総務課長（大石成克君） 日々やっぱり出てくるものですから、例えばこの前金曜日の雨によって、雨漏りが発生したりする箇所に修理がかかるという形になりますので、この300万の使い道が具体的に決まっているわけではないけれども、そういった形で日々発生する故障に対して数字が変わっていくということを考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと参考に聞かせてください。7割を超過しているというのはもうどの辺の時点で、今はもう大分。

○教育総務課長（大石成克君） やっぱり7割の超過の大きな原因とすると、プールの修繕が想定以上にかかったというところが1点挙げられると思います。そのほかにも施設自体がかなり老朽化しておりますので、日々そういった修繕を対応しているとなると、どうしても費用がかさんでしまうという形になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、すみません、5番目の質問を私からで、タブレット109ページ。市単独中学校施設整備事業費ということで、内容は菊川西中学校校舎の亀裂の状態と要因について伺う。当初予算での対応はできなかったのか。

答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

本年6月に学校から連絡を受けまして、雨の際、校舎内の廊下が水浸しになるという状況を把握しました。現場の状況を確認すると、雨水が入り込む要因として、校舎棟の東西1階

から3階壁面に発生した経年劣化による亀裂が原因であるということが判明しました。業者に参考見積りを依頼したところ、改修費が現計予算で対応できる規模のものではなく、建物の維持管理上、緊急的に対応する必要性の高いものであったため、今回補正要望に計上したものです。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。亀裂が入って倒れたりとか、建物自体にそんなにあれはないのかなと思ったんですけど。

答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） 亀裂自体は壁面に発生した亀裂でして、これがずっと続いてしまうと、躯体に影響が出てしまうものですから、見つかった段階で補修をしていくということを考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。関連質疑ございますか。なければ、6番目の質問、松永晴香委員からお願ひします。

○3番（松永晴香君） 次のページで、10款3項1目、タブレットの110ページになります。

○分科会長（西下敦基君） 声をもうちょっと大きく。

○3番（松永晴香君） はい。中学校管理総務費（教育総務課）というところで、突発的破損と劣化による修繕の内容説明を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

今年度に起きました突発的破損と劣化による修繕の事例を挙げますと、先ほど小学校管理総務費に説明した消防設備に関するものに加えて、岳洋中学校プールの配管閉塞に係る緊急修繕、内容とすると、プール内の循環経路管に汚泥が詰まって閉塞していることが判明したため、吸引車による汚泥の引き抜きや、菊川西中学校運動場のスプリンクラー配管損傷に係る漏水修繕、内容とすると、グラウンド東側付近に埋設されているビニール管が破損したことにより漏水し、重機を使用して掘削して、管の入替えを行ったことなどがありました。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。先ほどからプールが結構費用かかっているのかなと思われますが、ほかにも懸念されている小学校・中学校あるんでしょうか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） 先ほどの質問にもありましたけれども、プール自体がもう60年から50年を経過しているプールが多いものですから、修繕が必要のないプールそのものが正直、六小と、今回、岳洋中学校のろ過装置を換えたので、これで岳洋中学校のプールのろ過装置自体は問題ないと思うんですけども、ただ躯体がもうちょっと老朽化が進んでおるものですから、今後どうするかということを考えていきたいと思いますけれども、毎年度プールの塗り直しだったりとか、日々修繕を重ねておりますので、使える限りは使っていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。1番。

○1番（本田高一君） 関連で、1番 本田、お願いします。

岳洋中学校の今、塗装という話になったんですけど、私もあそこで授業を何回かやつとったことがあるんですが、足の裏を切ってという子が何人かいいるものですから、予防をしていただきたい。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということで。ほかに関連質疑ありますか。

なければ、7番目のところを須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 10款6項4目給食センター管理費について伺います。説明資料122ページ、タブレットで124ページです。学校給食施設の破損劣化とありますが、施設の老朽化を考えると今後も想定されるのではないかと思います。食の安全性を鑑みて、その対応についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

学校給食センターは、児童生徒に安全・安心な学校給食を提供するため、日常点検や定期的な衛生検査を実施して、衛生環境の維持に努めております。

施設の老朽化につきましては、調理機器や給排水設備など、衛生管理に直結する部分を優先して修繕を行うとともに、設備の点検結果を踏まえた更新も進めしております。

しかし、現センターは、平成14年3月完成の築23年の施設でありまして、機器や設備全般に経年劣化が進み、緊急的な修繕が必要となる機器や設備も多くなってきていることから、

改めて優先度に応じた修繕計画を策定しまして、施設の修繕・更新を進めることと並行し、中長期的な視点から、今後必要とされる施設の機能や規模についても検証を行い、財政負担の平準化の観点から国の補助制度の活用なども考慮しつつ、必要に応じて大規模改修や建替えも含めた検討を進めていくことが必要であると考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

視察に行かせていただいたので、そのときに大分説明いただきまして、大変な状況だなというのは感じたんですけども。修繕料の執行率が8割を超えてるということで結構大変だなと思うのですが、これから計画を策定されて、なるべく当初予算内に収まるように修繕計画を立てられる方向ということで考えてよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） 須藤委員が言われたように、今後そのように図っていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 再質問ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

なければ、8番目の質問を本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君） お願いします。資料123ページ、タブレット126ページ。給食運営費ということで説明お願いします。スチームコンベクションオーブンの作業容量とリース検討はされたかどうか、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

スチームコンベクションオーブンですけれども、おかずの加熱に使用している調理器具で、例えば餃子の場合、8時30分頃から11時頃まで断続的に18回の加熱を、今3つあるんですけど、3つのオーブンをフル稼働して、調理しています。容量的には1回あたり100個分の調理が出来るものとなっております。ただ、認定こども園・小学校・中学校の給食開始時間がそれぞれ異なることや、加熱後にバットへおかずを入れる配缶作業を行う作業員の作業量などを計算して加熱するため、必ずしも毎回100個分を一度に加熱するとは限りません。

また、業務用オープンですので、この業務用オープンは製品の法定耐用年数が8年となっていることから、リースよりも購入のほうが財政的に有利であるということを判断しまして、今回の予算計上になりました。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。よろしいですか。関連質問ございますか。なければ、9番目の質問を山下委員からお願ひします。

○16番（山下 修君） 9番山下です。10款6項4目の給食センター施設整備費というのがある。加圧給水ポンプ取り替えとありますけれども、先ほど築23年と言われたんですけど、耐用年数はどの程度になっているのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

加圧給水ポンプのメーカーが定める耐用年数は10年程度となります。部品交換などのメンテナンスにより、年数を超えて使用することは可能となっております。今回、更新するポンプは、給食センターを建築した平成14年から23年以上使用しているため、大きく耐用年数も経過した状態となっております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） これは初めての交換になるんですか、2回目くらいになるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

初めての更新となります。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） ポンプ、配管がいろいろあるんですけれども、そちらも一緒に交換ということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○教育総務課長（大石成克君） お答えします。

ポンプに関連する周りの配管もすぐに交換という形を考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。関連質問ございますか。

これで学校教育課のほうに移りますけれど、教育総務課のところで何かあれば。よろしい

ですね。次にいくということで。

すみません、10番目の質問で、奥野委員からお願ひします。

○5番（奥野寿夫君） 95ページ、タブレット97ページ。SaaS型校務支援システム導入による効果は何か。このタイミングで導入する理由は何か。補助事業の対象にならないのか。以上、お願ひします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

SaaS型校務支援システム導入による効果は何か、につきましては、令和8年度から自治体情報システム標準化の取組により、各自治体が個別に作成・利用してきた外字をなくし、国が定めた行政事務標準字に統一されることに伴い、校務支援システムにより作成する指導要録も、児童生徒の名称について学齢簿と同じ文字、行政事務標準字で記載することが必要となります。当該制度改正に対応した最新のシステムを活用することにより、一部の文字のみを手書きで対応することによる修正作業や確認作業など手間のかかる手作業が減少し、教職員の業務負担を軽減することが可能となります。

また、SaaS型システムはインターネット環境が整っていればどこからでもアクセスできます。職員室以外の場所でも作業を行える環境が整い、効率的な働き方の促進につなげることができます。

このタイミングで導入する理由は何か、につきましては、新システムを令和8年4月から運用開始するにあたり、令和7年度中に現行システムからのデータ移行作業を完了する必要があるためとなります。

補助事業の対象にはならないのか、につきましては。現状では、該当する補助事業はございません。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 再質疑ということはないんですけど、国のほうでこういう買ったものに対して何かそういう支援がないのかなということはちょっとと思います。

以上、意見です。

○分科会長（西下敦基君） 疑問があるということで、ご意見。関連資質はございますか。16番。

○16番（山下 修君） 参考までにちょっと。ホームページか何か見ていましたら、教育長

さんと遠鉄さんの何かソフトの関係で、協定みたいなものを結んだ写真かなにか載っていたんだけど、それに関係するんでしょうか。関係ないですか。

○分科会長（西下敦基君） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

遠鉄と連携協定を結んでいるのは、学校の中で職員がこれまで手作業でやっていたものをデータ化して効率化するものとなりますので、今ここでは上がっているのは校務支援システムといって、学校の中で指導要録を作ったりする独特のもの、これまでにスズキ校務というシステムでやっていたものを、これをクラウド型にするという変更になりますので、これについては遠鉄と連携、協定とは関係ありません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。よろしいですか。

関連質疑ないですね。なければ11番目の質問を山下委員からお願ひします。

○16番（山下 修君） 山下です。同じページですけれども、事務局総務費の学校教育課ということで、児童生徒通学費補助金増額とあるが、金谷小学校へ通学する生徒は現在何名か。過去どの程度の方が通学していたのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

まず、金谷小学校に通学する児童についてですが、現在は1名、今年度からとなります。

次に過去の通学状況ですけれども、今年度の通学児童を含め過去10年で5名が通学をしております。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 今回の1名、これ久しぶりに金谷小学校へ行かれるようになったんだ。今まで聞いたことなかったものですからね。間、空いていたのかなと。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

前の子が令和3年度に卒業をしておりましたので、3年間が空いているということです。今年度、4年ぶりということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

ちなみにこの金谷じゃなくて、こちらの菊川方面の小学校だったら何キロぐらいかかって

やうような。距離が向こうの方が近いということで。よく分からぬですね。答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 距離については確かめてないんですが、場所としては金谷との境のＪＲがトンネルに入る手前ぐらいの地区だという話を聞いたことがあるので、やはり河城小に来るよりは、山を越えてしまって金谷小に行くほうがかなり近いということだと思います。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑ということで。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども。今聞いてあれだったんですけども、1回金谷に入ってから菊川へ帰ってくるという子も。ちょっと聞きたかったのが、今回の1人が大体どの辺というのを聞きたかったんですが。結局のトンネルの辺りということ。トンネルだともう金谷、あそこは境の向こうなもんですから、もう住所は島田になってしまふと思うんですけども。場所の把握。

○分科会長（西下敦基君） 場所は、どうなんですかね。プライバシーもあるのかなと思ったんですけど。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えします。

倉沢の地区番地で行くと、1600番地付近というふうに聞いておりますので、トンネルのところまでは行かないと思いますけれども。あそこに行くためには、旧金谷町側に出てからまた菊川に戻るというような道路の経路になっていくとあります。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑、よろしいですか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。バス停に出るのに便がいいというのも聞いたんですけども、バス停が近くて、そこからバスに乗って金谷小まで通うんですかね。その点ちょっと確認です。この補助です。

それともう1点は、このお子さんはその後は、東中のほうに、菊川の中学校に通われるようになるのか、その辺確認ですね。そこはまだ分からぬですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 申し訳ございません。進学先は確認していませんが、金谷町だと多分、金谷中が近いので、同じようになるのではないかと予測します。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。菊川市の小学校に入学したときなんかは、ヘルメットが入学祝いとして送られているかと思うんですけど、この子は該当していない、何ももら

えていない。

○分科会長（西下敦基君） バス通学でヘルメット要る。

○3番（松永晴香君） でも、小学校でも、徒歩で通っている子も自転車に乗るからといって、ヘルメットが配布されたりとか。ちょっとこことはまた違う感じか。

○5番（奥野寿夫君） ちょっとさつきの質問で、バス停まで距離あるんですか。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと整理して、まず松永さんの質問に答えられるか。分からなければいいと思いますけど。答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） バス停までの距離は、すみません、把握していません。

○分科会長（西下敦基君） ヘルメットは。

○学校教育課長（藤原 誠君） ヘルメットについては、県社協からの寄附が今どういう形になっているのか。なくなつたという話もあるもんですから。この子に対する寄附ができるてるかというのは、すみません、今確認はとれていません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。今回、ちょっとなかなかそこまで分かんないと思ひますので。関連質疑ございますか。なければ12番目のところの、須藤委員からお願ひします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。10款1項2目教育活動推進費について伺います。説明資料96ページ、タブレットで98ページになります。i Pad修繕料の増額とありますが、この詳細についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 認君） お答えいたします。

ICT機器修繕料は、学校で使用しているICT機器全般の修繕費となります。その中でも特に金額や件数が多い修繕内容は、児童生徒用i Pad本体の修理や、i Pad用のキーボード付き保護ケースの交換となります。これらの機器は使用開始から5年目となっておりまして、故障や損耗が年々増加しております。これにより修繕料の執行率が上がったため、補正予算を計上するものとなっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。経年劣化でかなり増加しているということなんですが、特に何の種類が多いのかという、内訳がもし分かると教えていただきたいというのと、あと保護者負担、なんか壊れた場合は、自己負担ということもあったかと思うんです

けれども、自己負担に該当せず予算も増加している理由も教えていただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

まず、自己負担のほうですけれども、これにつきましては、学習中の事故やそういったものについては、こちら側で補償するんですけれども、家で遊んでいて壊したとか、お茶をかけてしまったとか、そうしたものについては個人負担ということになりますので、今学習の中でも壊れているというような状況になります。

内訳につきましては、i Pad 本体の画面割れ等につきましては17台、金額的には40万円くらいです。それから、キーボード付きケースについては166個、金額的に180万強となっております。その他ですけれども、i Pad の再設定が5台、これが3万円。そして、その他の校務用の端末の再設定、これはほかのパソコン部分になりますけれども、2台で30万円弱というようになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども。うちの子もi Pad、コンピューターを持っているんですけども、うちで宿題ということで持っているんですけども、壊れたら弁償とかいうのをちょっとと言われたんですけども、その辺の壊れた、学校で落として壊れただってないんですけども、なんかいたずらでとかってそういうことはないか、ちょっとその辺の。

○分科会長（西下敦基君） 壊し具合のラインということですね。市のほうで補修をするか、家で補修してくださいかという、そのラインがもし分かればということで。藤原課長、分かります。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

学習中のそういった作業の中で壊れてしまうというものについては、こちら側でやっておりますが、要するにもう故意であるとか、本人に間違いなく責任がある。例えば画面を開けたままキッチンのテーブルの上に置いておいて、そこにお茶がこぼれたであるとか、そういったトラブルについてはその人の負担になりますので、その事案をちゃんと見た上で、これはもう明らかにそちら側に否があるというところは、負担をしてもらっているというところ

になります。多くは学習中のトラブルであったりとか、あとキーボードについてはいつの間にか押せなくなっているボタンが出るとか、そういうしたものについてはこちらで修正をさせてもらっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ござりますか。関連質疑ござりますか。

なければ、次の質問、13番目を本田委員からお願ひします。

○1番（本田高一君） お願いします。100ページ、タブレット102ページ、お願いします。電動裁断機の作業能力ということでお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

電動裁断機の裁断能力ですけれども、裁断厚最大40ミリ、用紙でいいますと420枚程度となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ござりますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども。私も以前使わせてもらったことがあるんですけども、結構、こんなもんですからね、約45万円っていうことで。ちょっと今までのものもそのくらいしたのか。ちょっと金額が分からないんですけども。それか、最新のものなのか。その辺ちょっとお伺いしたいなと思うんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

裁断機につきましては、今まで使っていたものと同等のものになります。ただ、これまで使っていたものがかなり長い間使っていたので、修繕が全く効かないような状況で、部品交換ができないということで、今回買い替えているところになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ござりますか。関連質疑ござりますか。

なければ、次の質問を小林委員からお願ひします。

○14番（小林博文君） 14番です。10款2項1目河城小学校管理費、説明資料の101ページ、タブレットで103ページです。ガス漏れの修繕のために、LPGガスのボンベを室内に設置したということが適切かどうかということと、あとガス管の修繕で対応できなかつたのかという

ことをお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

まず、ガスボンベを室内に設置したのは適切かについてですが、ガスボンベは家庭科準備室と給食受室のいずれも室外に設置しております。事業概要書の記載内容が誤解を招くものとなっており、申し訳ございませんでした。

次に、ガス管の補修での対応についてですが、既存ガス管の老朽化によりガス漏れしたことが原因となっております。既存ガス管につきましては、校舎建築時に設置されて、校舎の躯体と一緒にとなってしまっておりまして、改修ができない状況であることから、必要箇所の屋外に個別にガスボンベを設置する。このようなことにさせてもらったこととなります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 1つだけ。これで結局、基本料金が2つになっちゃったということになると思うんですけど、今後の使っていく間のと、埋め込みだったら外付けでもしガス管をやり直すということ等で、安全かどうかというところも含めてもあると思うんですが、費用面でずっと基本料金を2つも払うのか、新たに配管自体の工事をするということは検討されていたんでしょうか。そこだけちょっとお願いいいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

今回のガス管の配置なんですけれども、1個が給食受室が、校舎の北側の河城小の山側のほうの真ん中辺の部屋になります。もう1つのほうが家庭科準備室が校舎の南側の、そして西側の家庭科室のその隣の部屋となって、すごく距離が空いているものですから、それぞれに設置するという形にさせてもらいました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。関連質疑ございますか。

なければ、15番目の質問を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 105ページ、タブレット107ページです。事業全体への国等の補助はどれくらいで、3市の負担割合はどのようになっているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

まず、国等の補助はどのくらいについてですが、補助の対象となる総事業費の3分の1を上限として予算の範囲内で交付されることとなっており、国からの補助のみとなっております。

次に、3市の負担割合ですが、総事業費から国の補助金見込額を差し引いた額を3市の負担額としております。この3市の負担額については、残りの2割を均等割にいたしております。その後残っている8割を虹の架け橋教室に在籍した人数割額というふうにして算出しております。なお、人数割につきましては、過去の3年間、虹の架け橋に在籍した入学者の実績数で計算するようになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） それ、大体3市ではどうなんでしょう。人数的には、どこの市が多いとかというのありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

3市の人数でありますと、菊川市が一番多い額となっております。負担額としては960万円ぐらいです。その次に多いのは掛川市で640万円になっております。御前崎市については一番少なくて260万円ぐらいになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） やはり必要とされているお子さんが菊川市が多いというのは地理的なことではなくて、あそこの場所がいいということもあるんでしょうけど、人数が菊川市に多いということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 認君） お答えいたします。

菊川市がやはり一番人数が多いし、必要としているお子さんが多いので、今の虹の架け橋が小笠にありますけれども、あそこにあることが我々にとって理想かなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですが。傾向として増えているのでしょうか。どうでしょ

うか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

傾向としては同じぐらいの人数で推移をしております。そもそも受け入れられる限界もありますので、極度に増やすことができないというのも現状です。その場合、多くなった場合には待機してやるということですので、極度に増えたり極度に減ったりということは今ないと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ござりますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。大体上限があつてということですけれども、ほぼニーズはそれで、対してそこにすごくたくさんいるとかそういうことではなくて、大体対応できているということでよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

今の体制で何とかやり繕りはできておりますが、もしこれ以上増えてくると、ここは再検討が必要になるかもしれません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ござりますか。関連質疑ござりますか。

なければ、16番目の質問を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 109ページ、タブレット111ページ。手数料が発生することになった理由を伺います。小学校管理についても同じですけれども、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

今まで手数料は発生をしておりましたが、公共性を鑑み、金融機関において減免していくだいておりました。しかし、地域の金融機関として、持続的な健全経営を続けていくために、今回より減免が見直された結果、今年度より金融機関規定の手数料を負担することとなりました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ござりますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） その特定の金融機関の判断で今まで減免してくれていたということですか。確認ですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

その特定の金融機関がそのように制度を変えたことによります。今まで55円だった振込の手数料が、本店支店の移動で600円、それから他の銀行に移すには1,000円かかるという状況になってございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ござりますか。

ちょっと自分からよろしいですか。これ静岡銀行で集約したのを今度JAのほうの口座にということで、もともとJAでは集金ができなかったということですかね。何か移転するよりは、そのメインバンクに入れてもらったほうが早いのかなと思ったんですけど。答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

J Aは地域の行内で振り込むのは手数料が取られないというようなことになります。でも、静岡銀行の場合には銀行内で動かすだけでも、先ほど言った通り600円かかりますので、それで今後JAをうまく活用していくような方向で考えております。

○分科会長（西下敦基君） そうすると、静岡銀行で集約するのではなくて、集約するのはそっち側になるのか。それとも、集約をJAにしちゃえばJAの中で別に動かすんだったら関係ないということで、そういう方向になるということでよろしいでしょうか。分かりました。

関連質疑ござりますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。ごめんなさい、まだ飲み込めてないんですけども、校納金については、多分公金ということでJAの扱いで問題はないんですよね。指定金融機関じゃなくて、これからJAを利用していくということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） お答えいたします。

まだはっきりとした方向は全て示しておりませんが、今市内で2校ほど、学校のほう、校長からJAに、できるだけしてくださいというお願いをしております。ただ、保護者によつては、新たに口座を作るということや、そこに振り込むという手間よりも、自分たちに収入

があれば、多少手数料を引かれても静銀のままでいたいというような家庭もあるとは思っておりまますので、そういったところは保護者の意向を踏まえながら、何とか対応していかなければというふうに考えております。

○分科会長（西下敦基君） という答弁ですが、よろしいですか。銀行とか口座じゃなくて、電子決済とか何か、ここに入れてください、そういった方向を考えるかなと思うんですけど、そこら辺の検討はされているのかどうかお伺いします。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 電子決済については、今検討はしていないものですから、またそれについては、新たに考えていくということをお話ししたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑ございますか。

これで学校教育課の最後になったので、全体を通してあればと思います。
なければ、以上で教育文化部の午前の部の質疑を終了します。ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。午後、社会教育課がありますので、よろしくお願ひします。
では、これで1時まで休憩ということで、お願ひします。

休憩 午前1時54分

再開 午後 0時54分

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて会議を再開しますが、最初に答弁のほうをいただきます。総務課長からお願ひします。

○総務課長（後藤 敦君） 総務課長でございます。午前中の健康福祉部の審査の中で、障害者雇用人数についての御質疑をいただきましたが、総務課の所管となりますので、総務課からご報告をさせていただきます。

市の障害者の雇用人数につきましては、現在12名でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 何%とかはないんですか。多分法定雇用率があって、多分超えているとは思いますけど、そこはいいです、分かんなければ。

○総務課長（後藤 敦君） 率は1.98%になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ということでよろしいですね、質疑は、いいですね。ありがとうございました。

それでは、質疑のほうを再開させていただきます。

すいません、社会教育課のほうからということで始めさせていただいて、17番目の質疑を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。10款5項8目公民館管理費説明資料の117、タブレットで169です。現状で防炎垂れ壁の機能は確保できているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。お答えします。

中央公民館に設置されている防炎垂れ壁は、通常は天井部分に収納されており、火災報知機が煙を感知した際に自重で下がり、煙の拡散を防ぐ仕組みになっています。

垂れ壁を再び天井に収納する際には、天井裏に設置された巻上機を手動で操作する必要があります。

消防用設備点検において、この巻上機の一部部品に破損が見られ、正常に作動しないおそれがあることが確認されました。このため、保守点検業者を通じて、部品製造業者に修繕対応を依頼し、今回の補正予算に計上したものです。

なお、垂れ壁の降下機能自体は正常に作動することを確認しており、現時点では非常時ににおける防炎機能は確保しております。

しかしながら、巻上機の破損を放置したままでは、再収納や今後の運用に支障を来たすおそれがあるため、安全性確保の観点からも、今回の補正予算により必要な修繕を実施する必要があると判断したものです。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

16番、関連でということで。

○16番（山下 修君） 卷上げ機ですか。

○社会教育課長（西川多摩美君） 卷上げ機です。

○16番（山下 修君） そうだよね。上へ上げるということですね。

○社会教育課長（西川多摩美君） 滑舌悪くてすいません。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方、関連で。1番、先に3番で。

○3番（松永晴香君） 一部修繕の10月から3月の予定でいるということですけど、この期間に何かあったとしても垂れてくることは垂れてくるので、全く問題がないということで大丈夫ですね。ありがとうございます。

- 分科会長（西下敦基君） 関連ということでよろしいですかね。1番。
- 1番（本田高一君） 1番 本田です。ちょっと理解不足で申し上げないんですけども、垂れ壁のところにあって、どういう機能、多分防煙、延焼を抑えると思うんですけども、どういった機能があるっていうのを、分かれば教えていただきたいんですけど。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。
- 社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課です。先ほどちょっと申しましたけども、火災報知機が煙を感じた際に、自動で、自分で下りてきます。それで煙の拡散を防ぐ仕組みになっています。
- 〔発言する者あり〕
- 社会教育課長（西川多摩美君） 場所ですけども、学校教育課の前の通路と多目的ホール前のロビーに設置をしていただきます。
- 以上です。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑、よろしいですね。関連質質疑ありますか。
- 〔発言する者なし〕
- 分科会長（西下敦基君） なければ、最後に質疑を須藤委員からお願いします。
- 9番（須藤有紀君） 10款6項1目保健体育総務費について伺います。説明資料118ページになります。年間見込額不足となった要因についてお伺いいたします。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。
- 社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。お答えします。
- 本奨励金は、市民スポーツの振興及び競技者の意欲向上を目的として、各種大会への出場に係る交通費や宿泊費などの経費の一部を支援するものです。
- 本予算は、過去の実績を基に計上しており、最近の決算額は、令和4年度が30万2,000円、令和5年度が35万2,000円、令和6年度が30万9,000円となっています。年度によって、ばらつきがあることから、近年は、当初予算を30万8,000円として計上しております。
- 本年度は、奨励金の多い世界選手権に出場される個人の方がいらっしゃったほか、国体、全国高校総体、全日本中学女子ソフトボール大会など、全国規模の大会に出場する選手・団体からの申請が多く寄せられているため、4月から7月までの申請額が既に21万2,000円に達している状態にあります。
- このため、当初予算に計上した金額では不足が見込まれるため、今回、増額補正をお願い

するものです。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。確認ですけれども、想像以上に菊川市内の団体が躍進しているため不足しちゃったということでおいいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。今須藤委員がおっしゃられたように、全国規模に進んでいく団体が増えたことだと思っております。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連して。16番。

○16番（山下 修君） 16番です。世界選手権というのはどうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。オリエンテーリングトレイルをという、地図の読み解きと現状の状況の対策の正確さを競う競技です。この競技は車椅子を使用する障害を持った方と一般の方が同じコースで競うことができます。国内選考レースの結果により世界大会に選出されました。何年か前かも、1回世界選手権に出られた方です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました再質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、社会教育課を通してありますか。13番。

○13番（織部光男君） 先週の5日の日の大雨について、教育部として、12月の補正に上げるようなものは何か、今現在出ていますか。

○分科会長（西下敦基君） 今は今回の補正についての質疑の時間ですので、それはまた別件で個人的に聞いていただいて。

○13番（織部光男君） いや、全体的なことだからね。

○分科会長（西下敦基君） 何か答弁できますか。部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。土曜日に、少し小笠グラウンドゴルフ場のほうに行ってみたところ、半分くらい泥が堆積していて小笠グラウンドゴルフ協会の皆

さんが鍬でそれをすき取って横によけてくれているということをやってもらっていました。ただ、泥が結構たくさん量があったので、それを乾いたら片づけるのと、あと駐車場のほうは市でやってほしいということだったので、そこの泥を片づけて、駐車場のところをきれいにするという、それが今の予算でやれるかどうかっていうようなことはあります。

今思いつくのは多分そのくらいかなと思います。

あとは、ちょっと雨漏りなんかはあったんですけど、そこまで大きく、それによって何か補正しなきゃいけないまではなかったと今のところ認識しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 災害時期によって、もしかしたら9月の最終日に上がってくるかもしれないということになります。これはまだ被害は分かんないと思います。16番。

○16番（山下 修君） 岳洋中学校のグラウンドの関係で、水引きが悪いということが分かっているんですけど、それこそ昨日のソフトの県の大会みたいのがあって、岳洋中学校のグラウンドが大会会場だったですよね。あれって問題なかったんですかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） グラウンドゴルフ場を見に行つたついでに岳洋中学校のグラウンドを土曜日に見に行ったら、ところどころ水が少したまっていたところはあったんですけど、多分土曜日結構暑かったので、日曜日には乾いていたんじゃないかなぐらいの感じでした。

[「よかったです」 と呼ぶ者あり]

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。そしたら、以上質疑を終了します。

ここで執行部が退席となります。お疲れさまでした。

ちょっと時間短縮のために読んじゃいますけど、お願ひします。

ただいまから、議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽して合意形成に努めるものとするとの規定の基づき、委員間の自由討議を行います。

今回の補正ということで、こども未来部だと母子保健のだけで、あと健康福祉部として障害者の方の訓練の関係とか、あと補装具とか、あと教育文化部が学校施設エアコンのことが多かったかなと思いますし、あと、よく壊れているとか修繕とか、経年劣化の修繕が多かつたのかな。あと給食センターも出ていますけど、この中で何かご意見のある方はお願ひいたします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今質問したように、牧之原市なんか今度大変なことになっていますけども、補正というのは本来そういう突発的なものに対して補正を出すというのが原則ですので、今日の質疑の中でも雨漏りですとか、増加した人数のためとか、かなりそれに合ってはいると思うんですけど、どなたか言ってましたけど、当初予算に入れられなかったのかというような案件もあったように思うもんですから、我々としてはその辺の視点も忘れないで一件一件を見なきゃいけないのかなと思います。

そういうことでの補正予算の在り方を、今まで何回も話をされておりますけども、昔に比べればよくなつたのかなと、そんな感想を持っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関係して発言のある方はお願いします。

自分からは、修繕の関係が、今回予算はもともと持っていたけど、足りなくなってきたから前倒しで補正をということが出てきたので、これからまだ修繕が出てきそうだなと思って、ここは幅を最初に持たせてから、やみくもに予算を持っていっていると、あれかもしれないんですけど、ちょっと多めに必要になってきているんじゃないかなという気はいたしました。

あと、給食センターも、今回、いろんな修理とかいろいろ、買い換えとかが出てきて、一回給食センターを見といてよかったですかなと思ったのは、これ見ていなくていろんなものが出でくると、何でだって話になつたのかなと思ったので、これもちょっと致し方ないかなとは思いました。

ちょっと修繕の関係では、それこそ当初で上げれなかつた、いきなり亀裂が入つていて、予防保全的に今回やってくれたということですので、理解はできる補正内容かなと私は思いました、修繕については。

以上です。

ほかにご意見がある方、この関連で。16番。

○16番（山下 修君） 関連じゃないかもしれません。

○分科会長（西下敦基君） 関連もしいたら、いなければ違う話題でもいいかなと思いますけど、まず関連で。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。今、給食センターの関連で、本当に突発的な修繕がかなり多いという印象を出たんですけど、これからそういう修繕を見込んで老朽化が進んで、経年劣化が進んでいるということを前提に、修繕が発生することを見込んで、優先処理をつけて計画を立てて、当初予算内で収まるようにしていくということで今回答弁をいただきま

したので、計画的に予防修繕も含めて、給食センターに運営していっていただきたいなというのは感じました。現場では、以上です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。なければ、山下さんのほうからどうぞ。

○16番（山下 修君） それこそ今日体育館の、防災の関係の避難所になるという体育館なので、ちょうど台風10号の接近で電源が途絶えている。それがうちのほうがあるようで、なかなか大変、避難に苦労されているというのがあるんですから、今後の体育館の整備については、しっかりと執行部、当局が言っていましたけれども、自主電源の確保ということで、体育館のところで設置するとすれば、屋根に太陽光発電を載せるとか、蓄電池の設備をつけるとか、そういう対応が、これから気象災害とかいろいろなものが増えると思いますが、そこら辺をしっかりと検討していただいて、災害時に対応できるような対策を取った形での空調設備の設置ということを検討していっていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 山下さんから市単独の施設設備事業費からの話がありましたが、関連してご意見があれば。

○14番（小林博文君） 今のお話を聞いていて、蓄電池とか発電設備ってどうなのかなという立場からちょっと意見を言わせていただくと、災害が起きたときにそこまで大丈夫かっていう対策を取るっていうことと、ならばさっき執行部が説明した外部から電源を供給できる取り口を用意しておくということのほうが、災害が起きたときにそれも壊れいたら意味がないというか、しかも災害がそう頻繁に起こらない中で、費用対効果を見て蓄電池まで必要かとか自家発電が要るかというのを考えると、いざというときには、どこかとしっかりと協定を結んで外部電源を接続するっていう方が得策かなって考えたりもしたので、その辺の、例えば蓄電池とかリチウム用なんか使ったら、倒れちゃって火事になつたらもっと大変だし、その辺も考えると在り方としてどうなのかというところが、外部電源のほうがいいような気がしないでもないんですがっていう個人的な意見です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ということで。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。体育館のエアコンに関して多分焼津のほうがもう完了しているかと思うんですけど、そっちの体育館を利用されたご父兄の方とかの意見が聞こえてきていて、そこはちょっとどういう状況か私も分からないんですが、エアコンはついているけれども、耐熱がしっかりできていなかつたのか全く効かないっていう意見もあったの

で、先ほど6,000万から1億ぐらいかけてっていう形で出ていたので、決して安いものではないので、せっかくつけるのであれば、本当にそういった壁やら屋根やらのところの耐熱もしっかり検査していただいて、きっちり効くような体制を整えてから設置していただきたいなとは思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 焼津のほうは、ビニールのカーテンで空気の間の壁ができるような感じでっていうぐらいな感じだと思うんです、たしか。ただ、お金かけりやあもつといいものができると思うんですけど、そこまでも順次やっていかなきやいけないっていうのがあるので、なかなか致し方ないかなと。でも、ほかに比べると菊川より暑い体育館はないとかって（笑声）そういうのがあるので、それでもまだましなのかもしれませんしねっていう。求め過ぎちゃうと、やっぱり家みたいにエアコン効いてみたいなところまではいかないと思いましたので、なかなか難しい話かなと思いました。

すいません、こここの事業に関連してご意見があれば。

○14番（小林博文君） 天井が高いから難しいよね。焼津はふるさと納税がいっぱい入ってくるからやったけど、その辺のちゃんと設計段階で、そこまで見たかって、その辺を設計段階でしっかりと見て、どこまでお金かけるか、最低こんくらいないと効かないよっていうのは。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば、この関連で。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、別のところでもいいと思うんですけど。

ちょっと1点、福祉関係で、訓練等教育費で、訓練される方が増えたっていうことで、ただ、訓練して、やる気があってっていう方が増えていくことはいいことなんんですけど、それが職業、企業のほうが受け入れの体制まで、そこにつなげてくれる方とか、そこら辺までの話は聞けなかつたんですけど、そこら辺の社会で人手不足とか言っていて、こういった方に協力していただくようなそこまでの一連の流れがちゃんとできていくような社会になればいいかなと私は思いました。A型、B型とか、一般就労とか、なるべくだったら一般就労が、ただ、人の程度によったりとかあるし、働くっていうことは、また社会とつながったりとか、生きがいにもつながることですので、あとちょっと年齢層とかも聞いておけば、若い方なんか、結構高齢なのか、途中で障害ある方もなられる方もいたりとかいろいろとは思うんですけど、ちょっとそこら辺が菊川が、皆さん、受け入れているよって話はあまり聞いてないの

で、そこら辺もちょっと力が必要かなと思いました。

以上です。

ほかに関連してとか、福祉系とかとかでもあればと思うんですけど、お願ひします。

[発言する者あり]

○分科会長（西下敦基君） 9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。そうですね、広域で策定している医療見込みに対し
て、どのぐらいかっていうところの数字が出てこなかったので、そこもちょっと知りたいな
と思ったのが1点と、やはり就労支援自体はすごくいいことだと思うんですけど、全体として扶助費が補正で増額していくことが多いなっていう印象を受けていまして、どうしても必
要なので仕方がない面があるとは思いつつ、このまま増えていくと財政負担がすごく大きい
ので、その対応といいますか。何か手立てを考える必要があるんじゃないかなっていうとこ
ろは少し感じました。

やっぱり当初で見込めない支給件数ですか、補助率、支給件数ですか当初では見込み
づらいっていう答弁は、いつもいただく印象なんですねけれども、増えた要因の分析ぐらいは
していただけないのかなっていうところも少し感じました。

扶助費の増額傾向にややちょっと警戒を抱いているところです、個人的な見解ですが。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は、関連して。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） ほかにあと帯状疱疹とか予防接種の関係とかよろしいですか。そ
こら辺は、こういうのをやっておけば老後にすごくいいのかなとちょっと思いながら。16番。

○16番（山下 修君） この中載っていないんですけど、補正に、結構今一番の問題は物価高
騰とかそういった問題があるんだけど、その対応やつって何もないんですか。予算もない
のかもしれないけども、そこら辺に対する形の、他市ではプレミアム商品券とか、何かそう
いった対応取ったりしている部分がぼちぼちあるんだけども、そういう予算だけっていうの
は今回できないんでも、12月とかそこら辺になったら、その対応って必要なんじゃないか
と思うんだけど。

○分科会長（西下敦基君） ほかに、これに関してご意見あれば。ちょっと大きな予算の枠組
みになってきて、それこそ国のはうが給付するっていった話がどうなっちゃったのかなって
いうのもちょっとありますし、やればやるほど財政のはうも余裕がなくなりますし、それが、

全体がいいのか、それとも困っている人だけだと、そこら辺、なかなか議論があることになってきますけど、そういったのもどこかでは必要かなとは思います。

ほかにご意見あれば。14番。

○14番（小林博文君） 最後のやつ、垂れ壁ってあったじゃないですか。どこだっけ、中央公民館か。あれって、ちょっと構造、何で下りてくる、壁っていう、天井が低いから、常設じゃいけないのか、その辺はよく分からなかったんだけど、防炎の垂れ壁って、よく、学校の中もそうだけども、常に作り置きで常設物だと思うんだけど、あえて上げたり下ろしたりっていうのがよく、その辺でお金かけるんなら、もうそのまま固定する方策取ったほうがいいような気がしたんだけど、その辺どういう構造かがよく分かんないから、あんまり言えなかつたんだけど。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと疑問があるっていうことで、それに対して。1番。

○1番（本田高一君） ちょっとさっき聞いたのは、やっぱりそこの部分が、実際どういうのかなっていうのが全然分かんなくて、防炎だもんで、多分煙にまかれて、要するに見えなかつたりとか、それをシャッター。

○14番（小林博文君） 垂れ壁なんで、煙がそのまま伝っていくのが、イコール炎を持っていっちゃんで、壁で一回遮断すればその先へは火の延焼を抑えられるっていう垂れ壁だと思うんですけど、ならそれを、火災発生時に下りてくるっていう機能自体がよく、つけといたままで支障がなければ垂れ壁で作っちゃえばいい、常設しとけばいいと思うんだけど。

○3番（松永晴香君） 垂らしたままでいいってことですね。

○14番（小林博文君） 普通は、小学校なんか、学校見に行くと分かるんだけど、垂れ壁つてどこもあるもんで、それって消防上のあれで。（笑声）

○分科会長（西下敦基君） あんまし討論とか、自由討議にはここまで、ちょっと疑問があるってことで、そこら辺はまた担当に聞いといてもらってっていうことで、この予算の中で言うことがあれば、なければこれで終了いたしますけど、よろしいですか、皆さん。

○14番（小林博文君） 製造単価で、巻上げにした理由とか、作る、建物建てるときのあれがあるとか、よく分かんないんで、そこら辺も何ともいえないなと思って。

[発言する者あり]

○14番（小林博文君） 中央公民館の、入って通路の、多目的ホールへ行くほうの境目、あそこから天井が高くなるんで、多分出るようにしてる。こっちの天井が低いのかなっていうイメージがあったので、よく分かんない。何で一々下りてくるようにしてあるのか、つけ

ちゃえよって。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと疑問ということで。

○14番（小林博文君） 垂れ壁っていうか、シャッターって下まで下りちゃうんだけど、垂れ壁っていうのは上から、消防法の規定があって、50センチとかあるんだけど、それが普段はないっていうことで、消防法でいいのか悪いのかよく分かんないけど、実際に特に火事で、何かで故障してて下りなかったりしたら意味ないから、常設のほうが安全なような気がする。後か思ったんで聞けなかつたんですけど。

○5番（奥野寿夫君） 何かガラスみたいなのが、今あるにはある。教育委員会で、こういうのがあるとか。

○14番（小林博文君） よく壁っていうより、今、アクリルとかガラスで違和感ないようにやってるところもあるので、常設でもいいんじゃないかな。

○分科会長（西下敦基君） 取りあえずよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○分科会長（西下敦基君） ほかに予算のことで何かあれば、なければ以上で、議案第63号の教育福祉分科会所管に係る項目の審査を終わります。

ただいまの質疑や自由討議を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

以上で、議案第63号 令和7年度菊川市一般会計補正予算（第2号）の審査を終了します。

休憩 午後 1時22分

開会 午後 1時25分

○委員長（西下敦基君） これより条例の審査を行うため、教育福祉委員会に切替えます。

ただいまの出席委員数は8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、教育福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案第50号 菊川市黒田家代官屋敷資料館条例等の一部改正について議題とします。

それでは質疑を行います。その前にすみません。部長さんはどちらから紹介しますか。担

当課名とかを紹介するのが、教育文化部長と総務建設部長がいらっしゃるので、それぞれ紹介していただくということでよろしいですか。では、相羽教育文化部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。今回の条例の関係ですけれども、社会教育課のほうが担当しております。社会教育課長とスポーツ振興係長と文化振興係長が出席しております。よろしくお願ひします。

○委員長（西下敦基君） 星野建設経済部長、どうぞ。

○建設経済部長（星野和吉君） 建設経済部長です。商工観光課の関係でありますが、参事兼産業支援センター長と商工観光課長、商工観光係長が出席しております。よろしくお願ひします。

○委員長（西下敦基君） それでは質疑を行います。事前通知を提出された委員は挙手の上、事前通告書に従い質疑を行ってくださいということで、8問出ています。

最初に私からで、使用料の見直しの考え方及び概要について説明をお願いします。答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。お答えします。

使用料は、行政サービスの利用に応じて、その対価を利用者にご負担いただくものです。

本市では、平成21年に策定した使用料、手数料の設定に関する基本方針に基づき、使用料の定期的な見直しを行ってまいりました。

ただし、平成28年度の見直し以降は、新型コロナウイルス対応などの影響により、原価計算に基づく本格的な見直しは延期されておりました。

近年は、人件費や光熱費の高騰により、実際の経費と使用料の間に乖離が生じている施設もあるため、令和6年度に方針を改定し、全庁で効率的な方針の基、使用料の見直しを実施したものです。

基本的な考え方として、サービスを利用する方と利用しない方の負担の公平性を図るため、維持管理費用に応じた応分の負担を求めるものとなっております。

使用料は、人件費、物件費、減価償却費などから原価を算出し、サービスの性質に応じて行政と受益者の負担割合を設定しております。

サービスは4つの分類に分けられ、例えば体育施設などは第2分類に該当し、受益者負担は50%とされています。

なお、この分類方法や原価計算の仕組みは、これまでと同様の基準を用いております。

今回の見直しでは、原則として基準単価と現行利用に20%以上となる場合を改定の対象と

しています。

また、急な負担増を避けるため、改定後の料金は現行の1.5倍を上限としております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。自分からは再質疑ございません。関連質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） よろしいですね。なければ、2番目を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 奥野です。利用者とか利用者団体から意見聴取しているのか。どのような利用者団体から意見聴取したのか伺います。また、もししていればその内容はどういったものか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。お答えします。

今回の改訂に当たり、利用者や利用団体の意見聴取は実施しておりません。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番、奥野です。今回これについては体育館もあったと思うんですけども、例えば体育協会、スポーツ協会でしたっけとかそういったところから利用状況について聞くとかそういうこともないですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 利用状況につきましては、スポーツ協会が行っておりますので、そちらについては、利用状況などはお聞きをしております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） この中にはグラウンドゴルフ場もありますが、そういったグラウンドゴルフ協会っていうんですか、グラウンドゴルフ場の利用者からは聞くということはないですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

グラウンドゴルフ協会からは、ご意見等はいただいておりません。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君）　いいです。

○委員長（西下敦基君）　関連質疑ございますか。なければ、3番目を私からで、各施設の年間経費の金額は。その金額に対して料金改定前の回収率と改定後の回収率はということで、答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君）　社会教育課長です。お答えします。

初めに、施設の年間経費についてですが令和3年度から令和5年度までの3か年の平均額を基に算出しております。

各施設の平均年間経費は、次のとおりになります。

代官屋敷資料館が1,083万1,638円、市民総合体育館が2,823万3,090円、小笠体育館が991万8,107円、菊川運動公園野球場が1,296万1,301円、和田公園多目的広場が388万5,231円、和田公園テニスコートが320万3,804円、尾花運動公園多目的広場が1,228万2,353円、尾花運動公園テニスコートが320万3,804円、菊川公園グラウンドが294万2,337円、小笠グラウンドゴルフ場が396万560円、小菊荘グラウンドが249万7,052円となっております。

次に、料金改定前と改定後の回収率について申し上げます。これは各施設の年間収入額に今回の料金改定の上昇率を掛けた単純な試算に基づくものです。

代官屋敷資料館は1.5%から2.2%に、市民総合体育館は10.4%から15.6%に、小笠体育館は9.9%から14.9%に、菊川運動公園野球場は4.8%から7.2%に、和田公園多目的広場は0.9%から1.3%に、和田公園テニスコートは35.3%から44.1%に、尾花運動公園多目的広場は1.0%から1.2%に、尾花運動公園テニスコートは9.2%から11.5%に、菊川公園グラウンドは0.2%から0.3%に、小菊荘グラウンドは14.3%から17.2%となっております。

なお、小笠グラウンドゴルフ場につきまして、ここ数年使用料の支払い対象者である市外の利用者がいなかつたため、回収率は算出しておりません。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君）　答弁をいただきました。今、細かい数字いただきましたが、多分事前にもらっていると思いますので、多分皆さん分かっていると思います。関連質疑にござりますか。

なければ4番目をまた私からでということで、各施設の年間経過が今後増加していくのかお伺いします。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君）　社会教育課長でございます。お答えします。

各施設につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき計画的に修繕を行ってまいりま

すが、今後、老朽化に伴い駐電の必要な箇所が増加することが見込まれます。

これに加えて、人件費の上昇やこれに伴う各種委託費や工事費といった経費の上昇が続くことも想定されているところであり、光熱費についても近年は高騰が続いていることから、今後、施設の維持管理にかかる経費は増加が続くものと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。自分からは再質疑ございません。関連質疑ございますか。よろしいですか、すみません。

5番目も私からで、市内利用者はどの程度あるのか。ちょっといろんな施設があるんですけど、答えづらいかもしれませんけれども、内容が分かればお願いします。答弁を求めます。
西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。

市外利用者の実態についてですが、まず、黒田家代官屋敷資料館における市外利用者数は、令和5年度で866人、令和6年度959人となっております。

一方、体育施設における市外利用の実態につきましては、利用料の納付者と実際の利用人数とは関連づけて把握していないため、現時点では正確な人数は把握はできません。

菊川運動公園の野球場や多目的広場芝生グラウンド、また市民総合体育館などにおいては、実際に市外の利用者が多く見られる状況にはありますが、これまで市内、市外別の利用実績について、統計的に整理していない状況です。

今後は、市外利用者の実態把握に努め、指定管理者と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。ちょっと自分から、体育館施設で実際利用している人は市内、市外とか分かんないと思うんですけど、支払う団体が10団体ぐらいあったらそのうち1割ぐらいが市外として払っているのか、もう全部市内で払っちゃっているのか、何となくそこら辺の割合がもし分かればと思ったんですけど、分かりますか。答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

すみません。今の段階で、そこの細かい資料をちょっと持っていないので申し訳ございません。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。関連質疑ござりますか。なけ

れば6番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番、須藤です。質問させていただきます。黒田家代官屋敷は、和田公園の利用者数の推移と見込みについて。また和田公園テニスコートは、料金改定後の回収率が9%増とほかの料金改定よりも上昇率が高いかなとお見受けしたのですが、この要因についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。

まず、黒田家代官屋敷資料館の来館者数の推移についてですが、近年3年間の来館者数は、令和4年度が1,406人、令和5年度が1,177人、令和6年度が1,155人となっております。

コロナ禍以前は、年間およそ2,000人近い来館者がありましたが、ここ数年はおおむね1,200人程度で推移しております。

今後の来館者数の見込みですが、かつてはバスツアーなどの団体客の来館が多くを占めていました。しかし、近年はバスツアーによる来館者が減少傾向にあります。一方で、今年度は4月に開催されたサイクリングイベントの参加者が立ち寄るなど、新たな層の来館者が見られており、こうした要因を踏まえますと、今後は横ばいからやや増加傾向で、年間1,200人から1,400人程度の来館を見込んでおります。

続いて、和田公園の利用者についてです。

まず、多目的広場の利用者数は、令和4年度が2万6,367人、令和5年度が2万6,687人、令和6年度が2万2,408人となっております。

令和6年度に利用者が減少している要因としては、バッケネットの修繕工事により、約1か月間使用できない期間があったためだと考えております。

次に、和田公園テニスコートの利用者数は、令和4年度が9,038人、令和5年度が1万829人、令和6年度が1万2,196人と、年々増加傾向にあります。

今後の利用者数の見込みにつきましては、継続的に使用している団体が多く、ある程度固定していることから、おおむね一定の範囲で納まるものと想定しております。

次に、和田公園テニスコートの回収率が他施設と比べて約9ポイントと大きく上昇している要因については、この施設は10年ほど前に人工芝部分の修繕を実施しておりますが、既に減価償却期間が終了しているため、現時点の年間経費が抑えられている状況にあります。

さらに、令和6年度における夜間利用率が68%以上と高くなっていることも、回収率が高く算定された要因の一つでございます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） すみません。代官屋敷で関連質疑をさせてもらいたいんですけど、2月とかに梅まつりとかはやって、その頃って大分伸びているのか、梅まつり見たけど、あそこただであっち側の資料館には行かないのか、ちょっとそこら辺がちょっと気になったので、もし答弁できればお願ひします。松下係長。

○社会福祉教育課文化振興係長（松下君） お答えします。

梅まつり期間中は、一番、代官屋敷資料館で同人数も梅まつりの来館者に合わせて増加をしております。ただ全てのお客様が確実にあそこの資料館に行っているものではないと思っております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。梅まつり、地元の方はやっていただいているということですね。ほかに関連質疑ございますか。なければ、すみません。7番目の質問を須藤委員からお願ひします。

○9番（須藤有紀君） 9番、須藤です。小笠グラウンドゴルフ場についてお伺いします。令和3年から令和5年の利用実績がないことなんですが、ほかの年で利用実績はあったのか。また利用者がいないのに料金改定をされたということで、この意義をお伺いできればなと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。お答えします。

ご質問にありました「利用実績がない」との点についてですが、これは議会全員協議会でお示しした資料において、「収入額がなかった」ことによる表記であり、その点で「利用実績がなかった」という意味ではないことを、まずご説明させていただきます。

実際の利用者としては、令和3年度に2万4,810人、令和4年度に2万6,158人、令和5年度に2万4,655人の方にご利用いただいております。

ただし、いずれの年度も市外利用者による収入はなく、資料上では「収入なし」との記載となっているものでございます。

もう少し正確に申し上げますと、当施設では、小笠グラウンドゴルフ協会が主催する大会などが定期的に開催されており、近隣市からの愛好者も参加している状況にあります。

しかしながら、大会自体が菊川市の団体主催であり、使用料を免除しているため、収入としては発生していないという実情がございます。

なお、同協会も高齢化の影響で構成員が減少傾向にあると伺っており、今後は利用率の減少も想定をされております。

一方で、小笠グラウンドゴルフ場は菊川を挟んで掛川市と隣接しており、地理的に近い地域の方々などが今後利用される可能性もあることから、今回の利用改定において、市外利用に対する料金体系をあらかじめ整備しておく意義があるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 9番、須藤です。ごめんなさい。ちょっと質問の出し方が悪くて、利用実績ではなくて市外利用実績ですね。とういう「市外」が抜けておりまして大変失礼しました。そうしますと、令和3年から5年は市外の利用実績がなくて、収入額はなかったとは思うんですけど、それ以前も同様に市外の利用者はなかったと認識してよろしいんでしょうか。まず、確認させてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） すいません。指定管理者でありますスポーツ協会のほうに確認をさせていただきましたが、スポーツ協会が管理をしてからは、市外の方の利用はなかったということで伺っております。

以上です。

[「いつから」と呼ぶ者あり]

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） 今、2期でしたが、10年経過しております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） ここで関連質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ最後、私から、使用料改定に当たり、どのように周知を行っていくのかお伺いします。

答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。

広報紙や市のホームページに掲載するほか、施設を継続的にご利用いただいている利用団体などには、利用料一覧表などの資料を直接配布するなど、できるだけ分かりやすく、丁寧にお伝えできるよう、周知を図ってまいります。

また、施設に新たな料金表を掲示し、利用者の皆さんに分かりやすくご理解いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

私からは再質問で、金額が変わったというのは分かって、値上げかという感じにはなるんですけど、値上げの理由についても、こういった周知とか広報もちゃんとしておいておくべきかなと思うんですけど、そこら辺、もし考えがあればお伺いします。

答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。今、委員長がおっしゃられたように、なぜここまで上がったかという理由もちゃんとお伝えしてまいりたいと感じているところです。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。

関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、事前の質疑はこれで終了になりますが、全体を通して質疑のある方はお願いします。どちらからですか。じやんけんします。じやあ14番。

○14番（小林博文君） 夜間照明についてちょっと、LED化されていない部分ってまだあるのかどうか。今、ちょっと見たら、確認します。和田公園の多目的広場の照明、それから、和田公園のテニスコートの照明。それから、小菊荘のグラウンドの照明、菊川公園はたしか、この前LED化しておりますけど、あと、尾花運動公園の多目的広場ってグラウンドゴルフ場、ここの照明。この中で、まだLED化されていないものってありますか。お願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） 現在LED化されていないものにつきましては、和田公園の多目的広場、小菊荘グラウンド、あと尾花運動公園の多目的広場となっております。

このうち、和田公園の多目的広場と小菊荘につきましては、本年度LED化の工場を実施する予定でございます。

以上です。

- 委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。
- 14番（小林博文君） 1個残っている部分については、来年以降やりますか。
- 委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。
- 社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） そうです。実施設計のほうを個別で引っ張ってきているものですから、実施設計のほうを組ませていただいてやっていくということです。ちょっと、次年度に必ずやれるかというところまでは行きませんけど、今後、継続的に実施のほうはさせていただきます。

以上です。

- 委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。
- 14番（小林博文君） この件はいいです。全然違う件。
- 委員長（西下敦基君） では、先に奥野さん、行きますか。5番。
- 5番（奥野寿夫君） ちょっと、最初の質問に戻るかと思うんですけども、使用料の考え方によりますけど、ある意味では市民の福祉といいますか、スポーツの増進とか文化を高めるとか、そういうことにもなるかと思います。

社会教育課というか、財政課なのか、全体的な方針に関して、そういった点では、単に受益者負担ということでなくともいいのかなと思います。

例えば、使用料については、この中には減価償却費とかも全部、含まれていますが、ランニングコストの負担のみというふうな考え方もあると思いますし、今回の引上げが最大50%というと、公共料金の引上げとしてはちょっと大きいかなという気もするんですけども、その辺のことをお聞きしてもよろしいですか。

- 委員長（西下敦基君） 使用料の考え方ですね。もし答えられれば。
- 5番（奥野寿夫君） 市の方針ということだよね。財政課かもしれないんですけど。
- 委員長（西下敦基君） 一律、全部で一応方針を決めて、一応それで1.5倍までというところでしたので、そこについて質疑されても、決まったものだから、どこが決めたかという話になります。

- 5番（奥野寿夫君） 社会教育課ではお答えできない。

- 委員長（西下敦基君） お答えできますか。相羽部長。

- 教育文化部長（相羽康一郎君） 一応、元財政課にいましたので、確かに、スポーツとか文化の振興という面で、全ての経費を受益者の方に負担していただく、それはちょっと、負担

を求め過ぎかなというところはあろうかと思います。

なので、そういう施設の種類によって、民間でもやっているようなものは100%もらうとか、スポーツ施設みたいなのは50%とか、そこはそういうところで負担割合の重い、軽いみたいなのをつけているというところがございます。

そこで、やっぱり施設を利用される方と利用されない方、その公平性はある程度、保つ必要があるというところで、一定の負担はしていただかないというところがあるというところで今回の方針があります。

最大今回、1.5倍というところなんすけれども、これまでちょっと、金額を出して改定するという段になんでも、ちょっと近隣市との水準に合わせると同じぐらいだからということで改定してこなかったというところで、大分低く抑えられる。もともとが低く抑えられてきたというところがありますので、本当を言えば、もっと高く上げてもいいかなぐらいなところはあるんですが、それではちょっといきなり高くなってしまうというところで1.5倍という水準を設けさせていただいているところであります。

ちょっとこのぐらい……このぐらいと言ったら失礼ですが、今までの経緯を踏まえますと1.5倍ぐらいはちょっと上げさせていただいても、そんなにすごい高いものになっていないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 今ちょっとさっき、言った中で、そのコストの中に減価償却費とか建物についてまでですけど、そこまで利用者の負担を計算に含めるのはどうかなという気もするんですけど、そこら辺は考え方いろいろあるのか、その中で、あえてそういうふうにしているのか。もし、答えられたらお願ひします。

○委員長（西下敦基君） 多分、建物は市が持つて、そこは市が持つべきで、毎年使うようなものに対しては市が払うべきではないかというご意見だと思うんです。

○5番（奥野寿夫君） そうです。答えられます。答えられなければやむを得ないですけど。

○委員長（西下敦基君） 相羽部長です。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。すみません、ちょっとちゃんとお答えができなくて申し訳ないんですけども、こういう使用料、手数料の見直しをするときに、どういうふうに他市で計算をしているかというようなところをいろいろ調べる中で、減価償却費についても経費だということで算入している自治体が多くたったというところです。

それが何でかというところは、すみません、ちょっとお答えできなくて申し訳ないんですけれども、そういうこともあって、減価償却費についても原価計算の経費に含めているという、そういうような経緯があったということだけ、すみません、ちょっと今、お答えできるところはそこだけになってしまいますが、そういう形で、減価償却費についても経費のほうに含めさせていただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

使う人が限られていて、やっぱりそれを全体に、それも市の考え方になってくるのかなと思いますので。

○5番（奥野寿夫君） それを是とするかどうかというところかと思います。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑のある方。じゃあ3番、どうぞ。

○3番（松永晴香君） すみません、事前に質疑を出していないので、分かれば教えていただきたいんですけども、小菊荘さんが、ありがたいことに市内外、また県外から合宿がすごい多くて、地元として、にぎわっているのはすごいいいなとは思っているんですが、今、ホームページを見させていただくと、宿泊の料金が一律で6,600円で、グラウンド使用料込みでなっているんです。

ナイター設備あり、2時間5,000円ということで、旧の市民の方がナイター設備を利用する5,000円と、合っているなと思うんですけど、ここって市外の方が利用した場合の差額とかって、今は指定管理の方が負担をされているんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。高木係長。

○商工観光課商工観光係長（高木淳君） 商工観光係長です。今、ホームページに挙げているのは、指定管理者のほうでセット料金というような形で挙げさせていただいているので、それを使っていただいた場合には、そのセット料金の中から使用料を分けて、使用料として指定管理者から経費として徴収ということになります。

○委員長（西下敦基君） 追加、補足ということで、樺林商工観光課長。

○商工観光課長（樺林英介君） 商工観光課長。ナイター、コイン代をもらうような形になるので、そのコイン代がそのまま指定管理者の収入になるというようなのが、通常の貸し出しとか関係なく、そういう流れになっています。

なので、このセット料金の一部分、指定管理者が料金のほうを価格設定しているものですから、結局は指定管理者が負担しているという形になります。

○3番（松永晴香君） 負担しているということですね。分かりました。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。

関連ありますか。14番。

○14番（小林博文君） 関連になると思うんですけど、今の指定管理の件なんですけど、体育館なんかもスポーツ協会が管理していると思うんですけど、今言った値上げした分の収入で、来年度からは指定管理者のほうの収入になるということでおよろしいんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

今、小林委員が言われたように、指定管理者の収入になるということです。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（小林博文君） ちょっと、どこで聞いているか分からぬ。全部に関わってくると思うんですけども、そうすると来年度以降、指定管理料を、管理している料金の見直しみたいなのがあるのか。それか、この使用料にしたら微々たるものなので、そのまで行くのか。今、何年か契約で全部、管理のほうを結んでいると思うんですけど、その辺の料金改定に関わる見直ししたいのを考えていますでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） 体育施設につきましては、今度、堀之内体育館も建て替えということで、堀之内体育館につきましては空調設備を入れるということもありますので、そちらの料金が確定したところで一度、指定管理料のほうにつきましては見直しをかけさせていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。博林課長。

○商工観光課長（博林英介君） 小菊荘については、今年の4月から指定管理者になります、3年目に一応、その指定管理料が妥当かどうか、ナイターのコイン代だけじゃなくて、全体で一度見直そうということで、去年、申し入れてあるので、3年目に見直し、検討となります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○14番（小林博文君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） この件に関して、関連があれば、5番。

○5番（奥野寿夫君） 奥野ですが、今の話だと、指定管理者の収入になるということですけど、ということは先ほど、減価償却費のやつも計算に含まれるけれども、何かそれを、建物の今後の、何か減価償却に充てられるというわけではないという、考え方は違っているかもしれないんですけど、そういうことになります。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めますが、そもそもが結局10%も回収できていないところなので、本当に回収するといったら多分10倍ぐらいのお金を取りなきゃいけない話になるのかなと思うんですけど、取りあえず回答があれば。回答、考え方。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。少なくとも、その運営の経費には、それで充ててくださいということになりますか。

○委員長（西下敦基君） 指定管理のほうの使用料としては、取りあえず、指定管理者のほう。僕が答えちゃったんですけど。（笑声）

○5番（奥野寿夫君） 答えちゃった。いいです。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑のある方は、全体を通して。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） では、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、執行部は一時退席となります。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（西下敦基君） 代官屋敷の料金が安過ぎないかなと思って。

○委員長（西下敦基君） そんなことを言ったら個別に見直していくかなきゃいけない。500円でいいんじゃないかなって。ワンコイン。

○5番（奥野寿夫君） 歴史教育の貴重な施設なので。

○委員長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、議員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。ということで、ご意見のある方は挙手にてお願いいいたします。5番。

○5番（奥野寿夫君） これはこれの後、採決。

○委員長（西下敦基君） ここは採決まで行きません。委員会の中。

○5番（奥野寿夫君） 先ほど言いましたように、今、非常に物価高騰ということの中で50%引き上げということが、今、この時期に必要かという点では、私はちょっとどうかなという

疑問も感じる点があります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに、これについてご意見のある方は、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。代官屋敷の梅まつりが非常に盛況という話が出ましたけれども、あのときに歴史クラブのハシモトさん等をはじめ、ガイドをやっています。やはり、こういったことで値段を上げるということでしたらば、そういったボランティア活動も有償にするということも、やはり考えてもいいんじゃないかなと私は思います。

やはり、他市から来る方もあのときは多いものですから、菊川市の歴史を知りたいというようなことで、やはりそういった話を聞けるというときが、私は非常にいいことだなと思うものですから、そういうことも行政には考えてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は、挙手にてお願いします。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。今回、いろんな部分を見直してきたんですけど、コロナ等もあって、なかなか上げるタイミングを逸して、今回上げてきたというところで、ほかの料金も上がっててくるんですけども、今の説明なんかを聞いていると、もっと上げたいんだけど上げられないというところもあるのではないかと思うし、やむを得ない部分かなというところもある。

ちょっと、市外と市内の差が大きいのはよく、どうなのかというのもあるんだけど、市外というのでお金を取るというのはいいと思うんですけど、国の考え方も、海外からの外国人と日本人とで料金を変えたりしているところも出てきているのでありますけど、その辺も含めて、もっと利用してもらうんならある程度上げて、市内、市外構わず利用していくだくという考え方もあるし、係る部分は応分に負担するという部分では正当な料金というのもあると思う。

総合的に判断して、今まで値上げしてこなかった部分を見て妥当な額なのかなと感じました。

もう1個は、さっき最後にちょっと言った、指定管理との絡みとか、あとは照明のLED化等での電力の消費を抑えるとかという、省エネ化等も含めて、経費も抑えるということで検討されているので、その辺も含めてやむを得ないと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見がある方はお願いします。1番。

○1番（本田高一君） 今、料金のことが出てきているんですけども、やはり前回もちょっと聞くと、大分これ、上げても管理がかかっていて、やっぱりかなり回収率も悪いものですからね。

今、国の考えがやはり、今までスポーツとかそういった、文化活動そうですけども、水と空気と一緒に、ただでいただけるという考えがあったんですけども、やはりこれから持続可能な施設だとか、そういう組織をこれから続けていくという上では、やはり受益者負担という考え方をということが出てきているんですけども、そういう意味でだと思います。

スポーツ協会のほうも、それこそ、私はちょっとスポーツ協会とは違うんですけども、その中にアプロススポーツクラブというのがあるんですけど、やはりそこはボランティア、今、織部さんが言われたように、ほとんどボランティアで運営している団体だと思うんですけど、そこも今後どういうふうに継続していくかということで、やはり受益者負担で、ある程度、収入を頂いていかないと、ボランティアもなくなるような時代になっているものですから、ちょっと難しい問題なんですけど、ちょっと上げていくのは仕方ないことかなというふうに感じています。

すみません、あれによっては、やはり今、小林さんからも出たんですけども、やっぱり市内の方と市外の方と、やっぱりお金の料金設定を変えていくというのは、これはどこもやっていることです。特に年齢層で、小学生とか中学生の活動に対しては、すごい低く抑えられていて、それで一般の方はちょっと上げるというような、そんな考えも、細かく料金設定をしているところもあるんです。

ちょっと難しいんですけども、施設を継続していくというのは、本当に今、堀之内体育館、市民総合体育館もボロボロで、柔道場も使えない状態なもので、そういう状態なもんですから、そこで収益を上げよう、資料館の使用料をいただくということは、全く今、活動がゼロなもんですから、使用ができていない状態なもんですから、そういったことを考えると多少上げて、そういう施設を維持管理するというのは大事かなと思います。以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。代官屋敷については、ここに住んでいる方がいるんです。やはり、施設のいろいろな縛りがありまして、我慢しているところもあると思うんです。

ですから、そういったところと行政とがやはり話をしながら、今、住んでいる方にも不便を感じさせないような改善を図っていただきたいなど私は思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） では、ちょっと自分から、上げたくて今回、上げるのを賛成するわけではなくて、どうしてもやはり、時期がコロナで上げられなかつた。あと、回収率も上げていかないと、使用者と使わない方との公平性、もしそのまま使用料を上げずに、その分、市が負担をするということになりますと、市がまた、ほかにサービスをするのを減らしていくかなければいけないという話になりますので、ただ、今回は認めて、ただ1.5倍だと使っていく方がやっぱりやめちゃったとか、ちょっと影響が出てきたら、これはまた、ちょっと考えていく必要があるのかなと思います。

そこら辺はまた、多少ちょっと調整も必要になってくるかなと思いますが、現段階としてはやっぱり致し方ないかなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見ある方は。採決に移っちゃってよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） それでは、議論が尽くされたということで、採決をいたします。

議案第50号 菊川市黒田家代官屋敷資料館条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） 挙手多数。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第50号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

○委員長（西下敦基君） 常任委員会に付託された議案の討論、締切りが9月18日ですね。

○委員長（西下敦基君） 討論のある方は、9月18日までにお願いいたしますということで、よろしくお願ひします。

休憩 午後 2時 10分

再開 午後 2時15分

○委員長（西下敦基君） 休憩を閉じて会議を再開します。

本会議に付託されました議案第51号 菊川市公民館条例の一部改正について議題とします。

それでは質疑を行います。

事前通知を出された委員は举手の上、事前通告に従って質疑を行ってくださいということ
で、私から、使用料見直しの考え方および概要について伺います。

答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。お答えします。

今回の使用料の見直しについては、議案第50号の質疑でご説明いたしました令和6年度改
定の使用料・手数料の設定に関する基本方針に基づき、公民館の使用料体系について受益者
負担の適正化を図ることを基本的な考え方として実施するものでございます。

具体的には、これまで別途徴収していた冷暖房使用料について、冷暖房費を使用料にあら
かじめ含んだ明確で一体的な料金体系とし、別表に統合して記載する形に改めております。

また、改定後の使用料水準につきましては、現行の1.5倍以内に抑えるよう調整しており、
過度な利用者負担とならないよう配慮をしております。

併せて、午後5時から午後7時までの時間区分を新たに設けるなど、多様な利用形態に対
応可能な区分設定とすることで、柔軟で使いやすい制度設計を目指しております。

今回の見直しは、単に料金の設定にとどまらず、利用者の利便性向上と施設の持続的な運
営を両立させることを目的とするものです。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりましたが、私からは再質問ございません。関連質疑は
ございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） 2番目のところを奥野委員から。

○5番（奥野寿夫君） 今の関連で。

○委員長（西下敦基君） 関連。では、5番。

○5番（奥野寿夫君） さっきのも関連するんですけども、1.5倍というのは何か根拠が、考
え方があるのか。お聞きしてもよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。すみません。

1.5倍については、令和6年度の改正の使用料・手数料の設定に関する基本方針に基づいて、上限は1.5倍にするということがありましたので1.5倍にさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。ここももう、基本ということで。

○5番（奥野寿夫君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） 1番目のところで、関連質疑はほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、2番目のところを奥野委員からお願ひします。

○5番（奥野寿夫君） ここには、冷暖房を使用しない場合でもとあります、冷暖房を使用しない場合には、現状の使用料の倍以上の負担増になるのではないかということを伺います。冷房や暖房を使用しない時期というのはあるのではないかということです。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。

ご質問のとおり、今回の改定では、一例として現行の使用料620円に冷暖房費310円を加えた合計額を基準とし、その1.5倍以内の範囲で調整を行った結果、新たな使用料は1,390円としております。

これまででは、冷暖房の使用に応じて冷暖房費を別途徴収しておりましたが、今回の見直しでは、冷暖房費を使用料に一体化し、利用の有無にかかわらず一括で徴収する方式へと変更したことで、冷暖房を使用していなかった団体にとっては、結果として倍以上の負担になる場合があることは承知しております。

しかしながら、近年は季節を問わず冷暖房を利用されるケースが多く、実態として冷暖房の使用がほぼ常態化している状況にあります。

一方で、これまでの別徴収方式では、冷暖房使用料の負担を避けるために、暑さや寒さを我慢して利用される団体も見受けられ、そのことが健康面への影響も懸念されておりました。

また、利用の都度、冷暖房の使用有無を確認し、使用料を徴収する運用は、利用者・施設双方にとって煩雑であるという課題もございました。

こうした背景から、制度の簡素化と公平性の確保を目的として、一体徴収方式を導入したるものでございます。

また、新たな使用料は、冷暖房を使用していた場合のこれまでの負担を基に算出しており、一体化によって特定の利用者層の負担が過度に増えないよう、原則として1.5倍以内での調整

を行っております。

制度の変更によりご負担をおかけする面もございますが、全ての利用者にとって分かりやすく、持続可能な施設運営を目指す上で必要な見直しであると考えております。

今後も、利用状況やご意見を踏まえ、必要に応じて適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 奥野です。一つ、こういった設定というのは、例えば他市、近隣市とか、そういうところでもされているのかというのがもし分かれば。

それから、このことで今、お話しであったとおり、やっぱり冷暖房を使用していない場合もあるということですけれど、そういう方にとって本当に負担が倍になるんですが、その辺、理解を得られるのかどうかという点です。その辺、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

近隣市町については、ちょっと今のところ、把握はしておりませんが、文化会館アエルについては冷暖房費込みで設定をしております。

また、冷暖房を使っていない時期に使う団体としましては、文化協会の団体が多くて、その団体については、一応、運営委員会のほうでお話しをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 今回、ちょっと質問していなかったんですけど、それでは、例えば今回の中央公民館については、文化協会とある程度お話はしているということですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 木佐森です。よろしくお願ひいたします。

今、ちょっと課長のほうからも説明させていただいたんですが、我々のほうで公民館運営協議会というか、委員会のほうがございます。その中で、こちらの利用料の条例を改定するということで、先にご説明のほうは状況等も含めて説明をさせてもらつておる次第でございます。

その中に、利用者というような形の中で、文化協会の会長さん等も含まれておりますので、そういうことを踏まえて承知はしていただけるのではないかというふうに捉えておるところです。

これまでの説明の中でも、再三、我々のほうも説明させてもらいましたけど、今後、利用者ですね、文化協会の皆さんだけではないものですから、それこそ一般の皆さんもございますし、そういった他団体の皆さんにも、今から予約に来られるときに、4月1日以降こういうふうになるんだということを説明させてもらいながら、手続のほうを進めていきたいと、そんなふうに考えておるところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと、少しずれちゃってすみませんが、たしか、社会教育委員会とかそういったところにも、お話をされているということですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 木佐森でございます。

おっしゃるとおりでございまして、社会教育委員と公民館の運営委員会が、両方を兼ねて会議のほうを開催させてもらっておりますので、そちらの席で説明のほうをこれまでさせてもらっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） ちょっと関連で、最初に、エアコンを使ったり使わなかつたりの料金があつて煩雑だというのがあったんですけど、使ったのに使っていませんと言って使用料を下げようとか、そういったトラブルもあったのかなと思ったんですけど、そういったのはあつたんでしょうか。

答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） すみません、うまく説明できなくて申し訳ないんですけど、我々のほうで、それを確認に行かなくてはいけないかというところを今、我々としてはすごく危惧しているところです。

それと、今までの私の実体験なんですけど、節約されるということの中で料金を支払わない方がいらっしゃるんですけど、そういった場合には、全部空けて何か活動されているんです。そうされると、我々の事務所の中、全館空調になっていますので、ちょっとそれは、ほかの利用者の皆さんにも影響があるのではないかということで、今回、こういった流れを酌ませてもらっていると、そういったところも状況としてはございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと自分は、5分だけつけて、それ、つけていないとかつけたとかっていうね、5分だけだからいいでしょうとか、そういうのまで、やっぱりいさかいがあるのかなと思ったので、ここら辺を一律にしたほうが、管理するほうとしてはやっぱりということもあるかなと思ったので、分かりました。ちょっと自分は。関連は。5番、どうぞ。

○5番（奥野寿夫君） 関連で、すいません。今、全館空調ということですけど、空調を入れていない時期、時期というか、全館的にというのもあるんですか。それはもう年中全館。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 木佐森でございます。全館空調というのは、空調をかけているときには、全部の館も通路もかけていますし、部屋もかけています、かけることができますということですんで、例えば、気候のいいときなんかであれば、なるべく朝早いときにちょっと開けて、空気を入れ替えて、なるべく館内の気温を下げるような形で、夏前なんかですので、そういう形で対応のほうをさせてもらっていますので、その中で利用者の方がそれぞれの部屋の中で利用されるときに空調のスイッチを入れるか入れないかという、そういったことでエアコンの運用をかけていただいております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。関連あります。14番。

○14番（小林博文君） ちょっと確認なんんですけど、今、委員長が言った、使うよと言って使わなかったから料金返すのか、逆で使わないよと言って、見に行ったら使っていたから料金徴収したとか、そういうことって過去のこれまでであったのか、それとも、あくまでも性善説にのっとって、最初の借りるときの規定によって料金発生したもので徴収していたのか、ちょっとそこだけ確認します。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 見に行って取ったこともないですし、お返ししたこともないです。これまでであったのは、使わないよと言って、会合をそこでやっていただきました。それで、終わった後に、「今日、ごめん、エアコン使ったので、その分だけお支払いするわ」という形で、最後にお支払いして帰っていただく、そういう事例はございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終りました。再質問ございますか。

○14番（小林博文君） ちょっと質問じゃないんですけど。

- 委員長（西下敦基君） 14番。
- 14番（小林博文君） 今のようなことは、結局冷暖房、空調一緒にしちゃえば、その辺の煩わしさというか、煩わしさって語弊があるけど、不透明さも解消されちゃうということもあるということですね。分かりました。
- 委員長（西下敦基君） ほかに関連あれば。なければ、3番目を須藤委員からお願ひします。
- 9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。閉館時間変更と料金改定に伴う現行利用者の影響はということでお伺いしたいと思います。
- 委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。
- 社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。
- 最初に、閉館時間の変更についてですが、変更の午後9時30分を午後9時までに統一するものです。これは施設管理の観点から、環境負荷の低減と維持管理費の削減を図るとともに、利用時間の区分を通年で分かりやすくすることを目的としております。実際に午後9時30分まで夜間使用されている団体の多くは、通年で使用している文化協会所属の団体や、行政が主催するステップアップ講座などが中心であり、施設により活動時間を調整している団体もあることから、活動の終了時間にも大きな影響はないと見込んでおります。
- 次に、使用料の改定につきましては、利用自治体や施設の維持管理に係る費用、また、物価上昇等を踏まえ、現行の料金水準から値上げとなっておりますが、おおむね1.5倍以内に収まる範囲で見直したことにより、利用者に配慮したものとしております。また、中央公民館は団体で利用される施設でもあり、利用者一人当たりの負担額といった面で考えれば、過度な負担増にならないものと考えております。
- 以上でございます。
- 委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。
- 9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。今、答弁いただいた中に、季節により活動時間を変えている団体もあるというふうにいただいたかと思うんですけども、事前にこうした団体に調査等は行って、影響はないというご判断をされたんでしょうか。何か事前ヒアリングをなさるとか、どうなんでしょうか。
- 委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。
- 社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。実際その時間帯の夜の時間帯に使われているのが、文化協会のダンスの団体であります。そのダンスの団体、通年使われているので、冬場の時期は9時までで、夏場の時期は9時半までということになっております

けども、その30分については聞いてはいないですが、そこは利用団体で調整できるものと考えております。まずは、市のステップアップ講座なども担当に聞きまして、9時までの終了でできるということを判断はしております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。よろしいですか。

○9番（須藤有紀君） はい。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

なければ、4番目の質問は私からということで、各施設の年間経費の金額は。その金額に對して、料金改定前の回収率と改定後の回収率をお願いします。

答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。

中央公民館内の各施設の年間経費につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間の平均料ですが、多目的ホールが1,489万6,232円、視聴覚室が390万9,015円、第1会議室が279万1,345円、第2会議室が1,327万523円、第3会議室が132万7,522円、和室まき・和室さつき共に128万508円、工芸室が166万263円となります。

次に、料金改定前と改定後の回収率について申し上げます。こちらも先ほどと同様に、各施設の年間収入額に、今回の料金改定による上昇率をかけた単純な試算に基づくものです。多目的ホールは5.6%から8.5%、視聴覚室と第1会議室は5.8%から8.7%、第2会議室は8.8%から13.2%、第3会議室は2.2%から3.3%、和室まき・さつきは5.8%から8.7%、工芸室は5.8%から8.6%となります。

以上になります。

○委員長（西下敦基君） 答弁をいただきました。大分細かく数字をいただいたんですけど、中央公民館ということで、一括で年間経費が2,847万円。全部足せば、この数字になるってことでよろしいですね。回収率が多分5.7%だったのが、今度8.5%になるという。

[「その表どこにあるの」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） この前全協の資料でもらいましたよね。ただ、今は多分これをまた細かく分解して答えてくれたということだったので。

○社会教育課長（西川多摩美君） 施設ごとに。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。関連質問ございますか。

なければ、すいません、次の5番目をまた私からということで、同じ質問ですけども、各

施設の年間経費は今後増加していくのかということで、答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君）　社会教育課長です。お答えします。

議案第50号の質疑でもお答えしたとおり、中央公民館につきましても公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に修繕を行ってはまいりますが、今後、老朽化に伴い、修繕の必要な箇所が増加することが見込まれます。これに加えて人件費の上昇や、それに伴う各種委託費や工事費といった経費の上昇がすることも想定されていることであり、光熱費についても近年は高騰が続いていることから、今後、施設の維持管理に係る件費は増加が続くものと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君）　答弁をいただきました。私からは特にありません。関連質疑ございますか。ないですか。いいですか。

6番目をちょっと自分のほうからまた質問させてもらいます。使用料改定に当たり、どのように周知を行っていくのかをお伺いします。

答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君）　社会教育課長でございます。お答えします。

利用者の皆さんに混乱が生じぬよう、改定内容や適用時期については、ホームページ、ＳＮＳ、施設内掲示、予約時の案内など、様々な手段を通じて丁寧に周知を行ってまいります。また、施設を多くご利用されている文化協会などの関係団体にも個別に案内することで、より確実な情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君）　答弁が終わりました。私からは再質疑ございませんが、関連質疑ございますか。

なければ、全体を通して質疑があればということで、ちょっと私から。中央公民館が値上がりするということで、ただの地区センター、特にひらかわ会館とかそっち側に何か使用者が流れるんじゃないかな、そちらの影響とかってもし考えているようでしたら、答弁お願いします。

答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育課社会教育係長（木佐森　君）　社会教育係長　木佐森でございます。

今、先ほどご心配されている利用者がほかの施設に流れるんではないかという形で懸念されているというようなご質問だったかと思うんですけど、もとより各地区センター等において

ては、利用料がかからないというような形の中で利用等をされているということですので、今までそこの部分は変わっていないですし、その部分が逆に今度そっち側のほうに流れることもそんなにないのかなというふうに考えておりますので、例えば、今度そっち側に流れてしまった場合、どうしても結局やる場所がないものですから、中央公民館のほうで利用されるのではないかというふうに思いますけど、すいません、私、適切にそのものを、例えばそれぞれの地区センターの利用がどうであるかということは調べていないものですから、明確な答えではないと思いますけど、肌感で感じる状態ではあまり変わらないのではないかというふうに考えております。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。予約の取り合い、何個か部屋もあったようでござりますので、そこら辺融通し合っているという気はしたので、ちょっと懸念があったので質問させてもらいました。

ほかに質疑のある方は、関連もあれば。関連とか、新しいこの中で質疑があれば、なければ質疑なしでよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） では、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、執行部は一時退出となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

意見のある方は挙手の上お願いします。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、先ほどの使用料の関係で、自分ちょっと疑問に感じたことなんんですけども、確かにどういう考え方か分かんないですけど、確かに体育館とかそういうものが老朽化してくる、そういうときに修繕が必要、そのものを使用料金を上げたものから補填するのか、それともやっぱり市の持ち物だから、市のほうで、それとは別に老朽化になったからお金出して修繕するのか、その辺がちょっと分からなくて、維持管理費として、例えば実費で電気料とかいったのはそこから使用料から当然使うというのは当然なんですけども、どこか傷んだとかといったものをそこから補填するのかどうか、その辺がちょっと私には分からないもんですから、いろいろ聞きたいなと思うんですけど。

○委員長（西下敦基君） 執行部は消えてしまったので、この中で議論になるんですけど、ちょっと自分から、先ほど聞いた年間経費に対して回収率が今まで5.7%しかなくて、料金を

変えて上げて8.5%で、ただこれ8.5%でそこまでお金充てるかというと、ほぼほぼ不可能で、電気代いただいているぐらいのレベルの話なのかなと思いますので、使う方からすると1.5倍に上がっちゃうんですけど、ただ本当にかかっているお金を考えると、ちょっと少ないんじゃないかなという考え方もありますので、それだけやっぱりお金がかかっていて、使っている方も一部ですので、多少上がってもご理解をしてくださいねということを行政として説明して、理解していただくのがいいのかなと私は思いました。

しようがないのかなとは思いますし、1.5倍までで一応それ以上上げないということになっているんですけど、また何年後かまた見直しかけたときに、それを上げていくのか。ただ、上げずに利用して、違う意味で社会的傾向が減るような感じだから、料金を上げずにというのもまた考えるのかなと私は思いましたが、致し方ないかなというのが今回自分の感想としてはあります。

以上です。

5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番です。先ほどもお話ししましたけど、そういった計算上に建物の償却分とかも入って計算されているということは、先ほどの指定管理費の問題でもちょっと疑問に思う点があります。

確かにそれを計算から除外してもその一部だというような考え方もあると思いますけど、その前提がどうかなということを思います。

それから、先ほどの冷暖房について、空調が切れている期間もあるということなので、それでも徴収するということは倍の額になりますので、なかなか大きいかな。

例えば、多目的のところもそうですね、今1,047円が2,306円、なかなか金額的に大きいようなふうに思います。

それと、市としては、そういったサービスのこれは一環ということで、そこの捉え方であると思いますけども、1.5倍、最大1.5倍というのは大きいんじゃないかなというのは、私は思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。ある市民の方が、市の施設、税金等市民の税金ですね、国税も入って、そういったもので造ってある市民の言わば財産ですね、それを使うのに金を払わなければいけないということに、そもそも抵抗を感じているという方もいます。

あくまでも市の設備であって自分たちも金を出している、受益者負担といつてもそれを無料でやる。ましてや、これから介護難民問題、健康問題を考えたときに、やはり体育館なりこういう施設なり使うときに、金を払うということに対して私は反対をしています。

今日の夜は、あそこの公民館でヨガがあるんですけど、やはりそういったことをやるために先生のほうで金を払っているということになるのかしれませんけども、やはり私はそういうことに対する市民の声もあるということをお伝えだけしておきます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。14番。

○14番（小林博文君） 今、織部さんが、さっきの本会議場で聞いていた平等性からいくと、建物のあること自体はもう市民が一律に負担しているということは、そこではまず市民としては使えると思うんですけども、これプラス使う回数ですよね、一生のうちで中央公民館を100回、200回使う人と1回か2回しか使わない人が同じ負担でいいのかというところが、執行部側のいう経費のうちの半分は使う人が負担してほしいという中の半分ですから、全部ではないですからというところでは、そこが一番公平なんじゃないかなと聞いてて思ったんで、そこは使うときにやっぱりお金発生するというのはやむを得ないのかなと思います。

当然、維持管理費がかかってきて、その辺が使わなかったら電気代消したものにしてかかんないんだけど、使ったために電気代がかかるものを全市民に分担するかというと、やっぱり使った人にもある程度の相応の負担は必要だというところがやっぱり出てくるので、無料というのはちょっと逆に不公平感があるような気がしますので、ある程度使う範囲についてはお金取っていいんじゃないかなと思います。

今あったの、料金の中に減価償却も含んでるというところも、そこからいくと細かく言えば、体育館をボールでどんどん突くのと突かないのでは傷み具合が違うという、細かいところも上げれば、使う分には応分の負担というのもある程度出てきてもやむを得ないのではいのかな、それが半分でいいのか悪いのかというのは分かんないですけどね、だからゼロじゃないんで、そこをどう妥協するかというところで、委員長が言う、僕も思うんだけど、前から言っていたんだけど、体育館1,000円であそこ借りるとかグラウンド500円とかなにか、ましてや場所によって無料で市民なら借りているというところもあれば、この時代でその金額ってのは、ある程度、もうちょっと上げてもいいじゃないかってのは前から僕は言ってきたんですけど。

その辺を見たら、今、この値上げってのは1.5倍、今、奥野さん言うように2倍になっちゃ

うところもあるんですけども、それでも許せる範囲かなという金額じゃないかなと思って聞いてはいますんで。全部で、これはどこが負担するしないってのやってもあんまりあれなんで、今の妥協点としては、半分を全市民、半分を利用者ってところで見ればいいんじゃないかと思いますけども。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方。1番。

○1番（本田高一君） それと、自分も、さっき奥野さんもおっしゃっていた冷暖房を使ったときと使わないときの関係なんですけども、全部、使ったので料金制って今回やっているってことなんんですけど、そこんとこ、ああ、こういう考え方もあるなというの、前に誰かちょっと話したんですけど、割合だとお金をけちって、暑いのに暑い中でやっていると熱中症になったりするもんですからね。それよりも、料金、もう払っておけば自由に空調使えるというほうが使いやすいんじゃないかなというような考え方もあるかなというふうにちょっとと思いました。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

ちょっと自分が思ったのが、今回、チェックの必要がなかつたりとか、使う使わないとかの判断とか料金取り方とか、煩雑だとやっぱり大変なので、分かりやすくしたほうが市の職員の負担が減るのかなと思ったので、そういう意味でもこういったことは致し方ないのかなという思いもありました。1.5倍という料金設定も、毎年1.1ずつ上がっていくというのを考えていけば、やっぱり5年で1.5倍ぐらい上がっちゃうのは今のご時世としてはしようがないのかなという気もしました。

以上です。

ほかにご意見のある方は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） よろしいですかね、じゃあ、ご意見は以上でと。

それでは、採決をします。

議案第51号 菊川市公民館条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） 挙手多数。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第51号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

○委員長（西下敦基君） それでは、続きまして、本委員会に付託されました議案第54号 菊川市菊川文化会館アエル設置条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、質疑を行います。

事前に通知を出された委員は挙手の上、事前通告に従い質疑を行ってくださいということ
で、私から。

使用料見直しの考え方及び概要について伺います。すいません。お願いします。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。

議案第50号及び議案第51号の質疑についてもお答えしましたとおり、本市は令和6年度に
使用料・手数料の基本方針を改定し、各施設の使用料の改定を行いました。

文化会館アエルにつきましては、特に市外利用者の方が多いため、市外利用者の負担に関
する考え方について説明させていただきます。

今回の改定に当たっては、施設の運営に要する実際の経費、いわゆる原価を算出し、アエ
ルについては、そのおおむね50%を利用者の方にご負担していただくという受益者負担の考
え方を踏まえております。

この方針に基づき、市内利用者については原価の50%を基準単価として設定し、その範囲
内で使用料を定めております。一方、市外利用者に対しては、条例に基づき加算率を適用す
ることで、市内外の利用者間における負担の公平性を確保した料金体系としております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は私からはございません。

関連質疑ございますか。

○委員長（西下敦基君） すいません。市内って1.5倍になるんですか。

[発言する者あり]

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 社会教育係長でございます。アエルのほうで、市外の場合、
菊川市住民及び市内の事務所、または事務所を有する、これ以外が使用する場合の基本使用
料は、今回上げさせてもらっている表中の基本使用料に20%相当するものを加算するとさせ
てもらっております。この率はこれまでと変わらないものです。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ほかに関連質疑ございますか。

なければ、2つ目のところ、松永委員からお願ひします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。令和8年4月1日施行に伴い、施行日前に入っている予約の料金適用は旧・新どちらを適用か。使用料改定に当たりどのように周知を行っていくのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。

文化会館アエルでは、1年前から予約を受け付けているため、現時点においても令和8年4月以降の利用予約が行われている状況にあります。

利用料につきましては、法令上、施設の実際の利用に対し料金が発生するものであり、利用日を基準に適用するのが原則です。したがいまして、一般的には令和8年4月1日以降のご利用につきましては、予約の時期にかかわらず新たな料金が適用されることとなります。

しかしながら、アエルにつきましては、指定管理者制度を導入しているため、本条例により改定される金額は、あくまで指定管理者が徴収可能な上限額です。実際の使用料を定めるのは指定管理者となりますので、使用料の改定の際には、指定管理者と協議、連携を行う中で、利用者の皆さんに混乱が生じないよう、改定内容や適用時期についてホームページ、SNSや施設内掲示、予約時の案内などを通じて丁寧に周知を行ってまいります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 一般的には4月1日以降は新料金になるけれども、指定管理者さんとの相談で、もしかしたら旧料金のままの団体さんもあるかもしれないという解釈でよろしいですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 社会教育係長でございます。まず、先ほど課長のほうから説明させていただきましたように、1年前の予約というのは、大小ホールについては1年前から予約のほうを受け付けさせていただいております。その他小部屋については6か月前からという形になりますて、今回条例でお認めいただきますと10月からこちらの金額を周知できますんで、6か月前ということで、4月1日以降の利用には間に合うというような形になりますが、議員がおっしゃるように、それより前に予約を入れた方はどうなるかというような形になろうかと思います。これもまた課長の答弁にもございましたとおり、まず、こちらのほうの、例えば今回の条例で1万円だよというふうに決めたとします。我々のほうも、こ

これまで8,000円だったよ、そこの差額分2,000円どうするんだというと、ここの部分は、新たに上限として1万円までを決めることができる、指定管理者のほうが決めることができますので、その中で調整して、今おっしゃられたように、心配されているように、10月1日、例えばですが、すいません、10月まで、これをお認めいただく前の方は旧料金、これを認めさせていただいた後の予約の方は新料金というふうな協議をこれからアエルのほうと行っていく所存です。それは、協定のほうでアエルのほうが利用料を決めることができますので、その部分のルールは我々のほうがこういうふうに運用しますよというのを頂く立場になりますので、それを今後頂いていくと。その中でまた協議、そういったことを含めまして協議・連携を行うというような、そういう答弁もさせてもらいましたので、ご理解いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。じゃあ、今、既にご予約を頂いている大ホール、小ホールのご予約の方には、今後、もしかしたら料金が改定されるかもという話は特にはされていない。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 社会教育係長でございます。予約された方に直接我々のほうからこういった金額になるよということは全く申し上げておりません。もし利用であるならば、指定管理者のほうからそういう情報が流れるかと思いますが、私どものほうからそういう利用者・予約者のほうにこういった情報を認めいただくまでに流すようなことは決してございません。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質問はありますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけれども、以前、今までやった代官屋敷とか公民館と違って、指定管理者というのはアエルの特徴だと思うんですけれども、今の話を聞いていますと、団体によって新しい改定がされた後でもSBSさんとの話し合いである程度改定料金ではないということもあり得るという理解でよろしいですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森　君）　すいません、説明が足りなかつたかもしません。申し訳ないです。あり得るということも確かにあり得るっていえばあり得るんでしょうけど、まず、我々のほう、今回条例でお認めいただいた金額を指定管理者の方が上限値として設定できるという形になりますので、その中で、例えば、指定管理者が経営とか運営を考えたときにどういうふうな判断をされて我々のほうにこういった料金で運営をしていきますよという提案というか、協議をいただく、そういう形になりますので、その中で、今後の今ご心配いただいたような、ご質問いただいたようなことには対応できるんじゃないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君）　答弁が終わりました。再質問ござりますか。

すいません、団体によって料金が違うとかって考えられるのか。一律でもうこの前に予約した人はさっき言った8,000円で済ませて、ただ、団体によって8,000円とか9,000円とか1万円とか交渉次第で変わっちゃうとか、そういうことはないということでおろしいですよね。答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君）　社会教育係長でございます。すいません、また回答が足りなくて申し訳ありませんでした。そういうおのおのの利用者によって物が変わるということではございませんので、そのところは、すいませんでした、答弁が足りませんでした。お願ひいたします。

○委員長（西下敦基君）　分かりました。ほかに関連質疑ござりますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君）　なければ、3つ目の私からの質問をさせてもらいます。施設の年間経費の金額は。あと、料金改定前と改定後の回収率または年間収入額はということで、答弁をお願いします。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君）　社会教育課長です。お答えします。

菊川文化会館アエルの令和3年度から令和5年度までを平均した年間経費が2億2,174万3,828円、年間収入額は1,121万6,373円です。

また、料金改定前の回収率は先ほどと同様5.1%、改定後の回収率は6.9%となります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君）　答弁が終わりました。ここは多分、年間収入額が多分回収率の前か後で多分415万円ぐらい違つて、これは指定管理者のほうの収入に入つてくるという感覚でよ

ろしいのか。答弁を求めます。金額がまた変わらぬかどうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 全協のときに差し上げた四百何万という。

○委員長（西下敦基君） はい。

○社会教育課長（西川多摩美君） これは指定管理者の収入になります。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ここは関連質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） それに併せて、指定管理者と料金改定の協議は来年度の分で行いますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 社会教育係長でございます。今、アエルの指定管理のほうは期間的に4年から8年度までの5か年でやらせてもらっています。したがいまして、これを今回改定させてもらった後、1年しかないというような状況でございますので、今、現時点で指定管理料を見直すであるとかそういうものを今考えておりません。次の指定管理者を決める、選定する際に今のアエルの収支にまた影響はしますけど、そこに今回の料金改定のものを反映させていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（小林博文君） ちょっとこの議案から離れちゃうかもしれない。体育館とか体育協会とは指定管理の話をしていると先ほど伺いました。小菊荘のほうは今3年新たにやっちゃったので3年後に考える。こちらはあと1年で終わるので考えておりませんという、このばらつきについて、市内でそこは行政内で統一はしなかったんでしょうか。確認します。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 社会教育係長です。すいません、ちょっと説明がまた足りませんで。アエルはあと1年で指定管理者の期間が終わりますので。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 8年度です。8年度で終わりますので、8年、7年度、そうですね、ですので、今回のこの期間の中で指定管理の見直しというものは考えていないと、そういう説明をさせてもらいたいです。そのようなご理解をいただきたいと思います。

○14番（小林博文君） それは理解したので。部長が多分答えたいと思いますのでお願ひします。

○委員長（西下敦基君） 相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。指定管理の管理の協定の内容がちょっと体育施設とアエルとでは異なっています。体育施設はそういう使用料の見直しをしたときは指定管理料の見直しを行うという規定が入っています。アエルについてはそれは入っていない。その最初のところが、すいません、ちょっと違うので、そこでちょっと対応が異なってきてているというものとなります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。よろしいですか。関連質問ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、すいません、4番目のところで、私からで、附属設備が減少しているが要因は。また、備品使用料の改定は行わないかということで、答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。お答えします。

附属設備及び備品については、利用頻度が少ない機器や他の備品で代替可能とされる機器については料金表から削除しております。

具体的には、松羽目、振り落としパイプ、プロセニアムサスペンションライト、タワースポットライト等が対象になっております。

また、備品使用料につきましては、使用料改定の指針には備品使用料についての規定が設けておらず、全庁統一的な方針での改定が困難であったため、今回の改定においては附属設備及び備品の整理にとどめたものでございます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私から、備品の使用料から外したもので、そのままいきなり捨てちゃうわけじゃなくて、前回使っていて「これあるよね」といったときに、それはもうただで貸してあげるような感じになるんでしょうか。備品は残っていると思うので。そこら辺がちょっと曖昧だなと思ったので。今回、表からは減っても、物は全くすぐなくなっていないと思うんですけど、それを貸してと言われたときにこちらの料金表に載っていないから、もうただで貸してあげるとかになってくるのか、そこら辺がちょっと疑問だったので。答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 社会教育係長でございます。今おっしゃられたそういった

心配もあるうかと思うんですけど、代替のもので、例えば3つの機能が1つの機能になったものという形で、今回この新しいものも中に入れさせてもらっていますので、わざわざ古いものを使っていただかなくても、新しいもので利用できるものとなっています。

ちなみに、今、課長のほうからご説明いたしました松羽目というのは、よく歌舞伎とかで松の絵が描いてある幕がございます。これも、今、ほとんどが公演する側が持ち込まれて作ってやっていらっしゃいます。歌舞伎自体あまりアエルで公演がない状態なんんですけど、そういうこともあって、今回、このものから今回貸出しの品から外してしまって、今後处分のほうをしていくと、そんなつもりで考えているところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと備品見てもよく分かんないのがいろいろあって、波マシンだとかオーロラドラムマシンとかという、ちょっと分からなかつたので。

分かりました。ちょっと自分のほうはいいです。これ関連質疑ある方お願ひします。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、これで事前質疑は終わりますので、全体通して質疑がある方は。16番。

○16番（山下 修君） 指定管理が入っているところに関しては、8年の4月1日から、完全に今度決められる価格で使用料が請求されるんじやなくて、ある程度指定管理者が金額を上限として守るような設定をするというようなことであったんですけど、完全に令和8年の4月1日から、今度決めた価格に変わるのは変わって、市民がそのままその値段で使用料を払わなきゃいけないというと、今、見られた中でどこが必ずそうなるかというのは分かるんでしょうか。使用されるところ。指定管理のところはそうでなくともいいということですね、まだ。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） すいません、何度も説明がうまくいっていなくて申し訳ないです。今、お認めいただく金額が、指定管理者が決められる上限の金額になりますので、それに対して、これからお認めいただいた後に、指定管理者のほうから我々のほうに協議をいただきます。ですので、そこで来年の4月1日以降、こういった金額で我々運営していくよと協議いただきますので、そこで決まることになります。その部分、ご理解いただければと思います。

○16番（山下 修君） 今、54号の議案をやっているんだけども、その前の51号とか50号、

ずっと指定管理に関係ないやつもあるわけじゃないですか。その部分に関しては、もう来年の4月1日から決めた値段でぴたっとしますよと、それとそうじゃないところが条例によつてはありますよと、こういうことによろしいんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。木佐森係長。

○社会教育係長（木佐森由巳君） 社会教育係長です。指定管理を設定させてもらっている施設につきましては、指定管理者とそういった単価の協議というのがございますので、そこに関しては、今、同じような段取りで進んでいます。それ以外の施設、例えば中央公民館なんかは、もうそのまま今おっしゃられたように、4月1日からお認めいただける金額のほうで徴収のほうをさせていただきたいと思っています。そういうふうに考えていますので。

○16番（山下修君） 中央公民館と代官屋敷、それに関しては認めた金額で来年の4月1日からスタート、それ以外についてはちょっとまた……。指定管理者の意向もある。

○委員長（西下敦基君） ちょっと待ってください。みんな手を挙げて発言をお願いします。発言する方は挙手にてお願いします。14番。

○14番（小林博文君） 体育協会のほうは、何かもう上げたら上げると決まっているというんじゃないですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。体育協会についても協議をする。

○14番（小林博文君） これは最高額ということ。

○教育文化部長（相羽康一郎君） そうです。それで上げたら、指定管理料について協議することになると思います。アエルも体育施設のほうもそうですが、どちらもそんなにこれまで裕福にもうかっているというわけではないので、それをあえて下げるという金額設定をするということはちょっと考えにくいとは思いますけれども、特にアエルについては、光熱水費の高騰によって、その分を市からの一般会計が補填しているということもやっていますので、その上で下げた金額を設定することはちょっと考えにくいなというふうには、すいません、それは自分の思いですが。

なので、今回値上げのほうを認めていただければ、その金額で多分設定することにならうかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますが。14番。

○14番（小林博文君） アエル、ほぼ上限額ですもんね、今の料金設定。繰り返しになる、

ちょっと外れちゃった。体協のほうもグラウンドの料金が上がったら、協議はするけど多分上限額でなってくるということですよね。分かりました。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑のある方。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。指定業者というのは、5年間でアエルはやっていますよね。それで金額を決めている。大規模な修理については行政が持つ。小さな修理についてはSBS、指定業者が持つということになっています。そもそも指定業者に依頼するというのは、行政では柔軟性がないから民間に依頼するというのが当初の計画だと思うんです。そうすると、その料金も薄利多売方式を取るか、定額でやるかということは指定業者に任せることと私は思うんですけど違いますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。織部委員のおっしゃったとおりで、すいません、先ほど、上げた金額で、それは私の個人的な思いというところが大きいですので、あくまで指定管理の事業者のほうで決めて、その金額でやれるということであれば、上限よりも低い金額を設定してそれで運営するという、それは当然そういうことは可能です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○13番（織部光男君） いいです。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑とか、ほかに質疑のある方は。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） では、質疑なしと認め、ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員の方は、挙手の上、発言をお願いいたします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。6日の土曜日も、たんぽぽ劇団が「100万回死ぬ猫」とか何とかという題名の演劇をやっていましたけども、親子連れ、たくさんの方がいっぱい今までとは言いませんけどもいましたけど、やはり私は好きでいろいろなものをアエルに見に行くんですけども、やはりあそこは演劇鑑賞のために造られた会館でして、非常にいい施設です。ですから、多くのいろんな劇団も来てもらってミュージカルもやってもらいたい

し、音楽発表でも何でも大いに文化振興の場として利用してもらいたいなど。そのためには私はやっぱり料金は少しでも安く、どんな団体でも利用できるような設定でやってもらいたいなという希望を持っています。ですから指定業者がそういったことも理解して進めてくれてはいるもんですから、私としましてはあまり上げないでほしいなという気持ちであります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方。自分からちょっと聞き忘れたのですけど、これ文化施設としてアエルが、近隣地でも似たような施設があつてそこと比べてこの料金はどうかというのを聞くのを忘れたのと、あと市外が1.2倍って、ほかだと倍近くの金額を設定しているのかなと思ったんですけど、そこら辺がちょっと疲れたのか聞き忘れたなと思ったんですけど。ただ基本的な考えとしては、ほかを、全部上げていく中でアエルだけ上げていかないということもやっぱりおかしいかなと思いますし、見ていてひび割れがなかなかありますので、そういうのも金がない中で、もしここで料金を上げなければ、ただ上げない分はまたほかのとこに負担がいくっていうまんべんなくっていうことですので、利用される方が料金をある程度負担していただいて、ただ維持管理は市民の税金も使われているということで、公平性を考えるとやっぱり致し方ないかなと私は小林さん的な考え方をできるのかなと思いましたので、自分の意見としたら以上です。すみません。どうしますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。同じことを繰り返しになりますけど、指定管理の場合はもうこの使用料というのは指定管理の収益のほうに入していくわけで、それが建物の改修に当たるということではないので、計算上、減価償却という考え方方がおかしいなというふうに思いますし、あれは昔のやつは市の責任でやっぱり改修すべきだというふうに思います。アエルの場合は非常に金額がやっぱり大きくて大ホールの場合、これは市内の場合ですか7万1,500円が10万7,250円、さらに市外の場合は2割増しですか、金額的にも大きいもんですから、これはほかの施設もそうですけども、市の文化振興ということでは1.5倍の引き上げというのは大きいなということを思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけど、ちょっと分からんんですけども、お隣のエコパだとかあの辺、掛川の生涯学習センターは分からないんですけども、何かイベントをやるとものすごい人が来て、すごい収益になると思うんですよ。本当にあそこのエコパも毎週のように何か結構有名な特に若い子たちが物すごい集まってきたりするんで、そういうイベ

ントの内容、あそこは交通手段も愛野駅から歩いて、会場の魅力度とかそういったのでそういうイベントをぼーんと当てるとたくさん的人が来るのか、その辺が経営のことになるんですけども、アエルの建物自体は中もすごいいいし、人を集めるためにイベントの内容とかそういういったのをもうちょっと考える必要があるのかなというような感じが、指定管理者を考えることはではあるんですけども、そこがちょっと難しい問題で何とかならないかな、もっと集客を増やす方向に行けたらなと思うんですけども。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。いいですか。14番。

○14番（小林博文君） 今の話で、結局市がやっていたら年間ある程度有名な歌手も何人か来るわけですよ、呼べないわけじゃないですか。今の指定管理業者がほかの市町のところを管理しながらやるんで、その合間に縫ってここもやれないという形で取ってくるんで、行政がやるよりは今のはうがまだ集客ができるいるのかなとは思っているんですけども、その辺は指定管理するところの度量というか規模とか時間とかにもよると思うんですけど、そこはまあ今のところは問題ないんじゃないかなと思うんですけど。ちょっと今やった上限額って言われると何かしつくりこない。結局上限額取っているから、しっかり取るっていうところで料金の妥当性見ないと、上限を決めたのに安くやっているのは何だったんだろうなとなっちゃうと思うから、実際見ても上限額だし、ちょっと最後に行政の言っていることがよく分からなかつたんだけど、指定管理の中でどこまでを市が見るかというところも含めて個々に違うんで、その辺で料金の中で高い安いというはあるのかもしれないんですけど、ある程度条例に乗っけたらその価格にならないとちょっとおかしいような気もしちゃうんで、上限額って書いてあるのをもう一回よく見直さなきゃいけないんだけど、それも含めて西下さんの繰り返しになりますが、妥当なのじゃないのかなと。今まで上げる人が多かったと思えば、上げる分についてはやむを得ないと思いますので。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。先ほどの話と今小林さんの話とちょっと関連しているんですけど、結構エコパ使うってものすごい高額にお金かかるんですよ。だけどそれ以上に1人1万円のチケットを払って来たりする人もいるもんですから、エコパにとってもものすごい収益になっているもんですから、そういう考え方もあるのかなと。低くしてそこへイベントを入っていただいて、収益をすごい上げてもらうという、そのイベント会社というか関連のあれがやると思うんですけど、それか高くても収益が増えるようなイベントをやるこ

とによって、その辺がどちらかかなという。多少上げてもいいイベントを持ってくれば収益がかなり上がるんじゃないかなという気がするんですけど。多少あそこまで、アエルの施設を見ると多少やっぱり上げてもいいんじゃないかな、来てくれるんじゃないかなという気がするんですけども。すみません。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見は。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。アエルの場合には主催者があつて観客という問題があるわけです。今、本田委員が言うように、文化意識の高い市であれば満杯にもなると思うんですけども、今まで私がアエルへ行っていて満杯になったっていうのは本当に数えるしかないです。ミュージカルの藤原何かが来たとき、あのときはもう3階まで入りましたけども。そうでなければそんなには入らないです。1階が満杯になるということはほとんどないくらいなんですよ。それだけの文化意識が菊川市民にはないものですから。やはりそういうことを考えると、少しでも安い入場料でっていうことを考えないといけないもんですから。渡辺さんの息子さんが来たとき、ああいったときはかなりの方が来るんですけど、普通の演劇ですかミュージカルっていうようなときには本当に少ないんです。ですからそういうことを考えるとやっぱりいかに文化意識を高めていくかということが重要だと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。1番。

○1番（本田高一君） 確かに文化レベルの意識が低いと思うんですけども、これ菊川だけでなく菊川の市民だけではなくて、それこそエコパ何かでいろいろやると、車のナンバーを見ると関東から関西からいろんなところから来ているんです。そうやって菊川市においてはすごく宝だと思うんですけど、それをよそからの来客者を集めて菊川に税収を落としてもらうようなそういう方法もあるのかなとちょっと思ったんですけど。すみません。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見は。ちょっと使用料のところから外れているので、あくまで経費がかかっていて、そこでやっぱりここで上げても焼け石に水みたいなところもありますので、ただ利用料、回転が、空きがなくてどんどん使ってもらうような感じで指定管理は頑張っていただければと思いましたので、ちゃんと値上がりする旨のちゃんと説明、こんだけ経費がかかっているので致し方ないということをちゃんと周知していただければなと私は思いました。ほかに、まとめ的に。なければこれで。以上でよろしいですか。

それでは、自由討議を閉じて採決をさせていただきます。

議案第54号 菊川市菊川文化会館アエル設置条例の一部改正について、原案のとおり決定

することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） 挙手多数。よって、議案第54号は原案のとおり決すべくものと決しました。

以上で、議案第54号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

以上で、教育福祉委員会及び一般会計予算決算委員会の教育福祉分科会で予定しておりました、前倒ししましたが、全てを今日の審査は終了いたしました。

最後に須藤副委員長、挨拶をお願いします。

○副分科会長（須藤有紀君） 迅速な審議にご協力いただきましてありがとうございました。

11日まで4日間審議が続きますので引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局（横山君） これをもって終了しますので、ご起立お願いします。相互に礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3時28分